

臨床法学セミナー

第16号

早稲田大学臨床法学教育研究所創立20周年記念シンポジウム 理論・技能・責任の統合による法曹養成

- I シンポジウム開催趣旨宮川成雄 (3)
- II 日本の臨床法学教育の今後の展望米田憲市 (6)
- III アメリカにおけるロースクール教育の近時の重要な発展チャールズ・D・ワイセルバーグ (10)
訳：宮下摩維子
- IV 新しい法曹養成プロセスと実務・臨床科目の今後内田義厚 (19)
- V 法学部・法科大学院におけるプロフェッション性の涵養水野泰孝 (23)
- VI 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの今後の展望島田陽一 (27)
- VII 早稲田リーガルcommons法律事務所による
大学と連携した法曹養成のあり方河崎健一郎 (31)
- VIII ロースクールと社会貢献須網隆夫 (36)
- IX 社会が求める法律家—弁護士の職域拡大榎原美紀 (41)
- X シンポジウム総括と閉会の辞石田京子 (47)
- 法務研究**
行政事件における弁護士業務のあり方と活性化の課題
—法律相談の現場から—水野泰孝 (49)
- 海外の法専門職教育**
ソウル大学法学専門大学院の臨床法学教育プログラム
.....田 政桓(チョン・ジョンファン), 吳 珍淑(オ・ジンスク) (59)

2023年8月

研究所創立20周年記念シンポジウム

理論・技能・責任の統合による法曹養成

主催：早稲田大学臨床法学教育研究所

日時：2022年5月14日（土）9：00－12：00

開催媒体：リモート会議システム「Zoom」

*本シンポジウムは、司法協会の研究助成を受けて開催いたしました。

理論・技能・責任の統合による法曹養成

- I シンポジウム開催趣旨
..... 宮川成雄（早稲田大学教授）
- II 日本の臨床法学教育の今後の展望
..... 米田憲市（臨床法学教育学会理事長・鹿児島大学教授）
- III アメリカにおけるロースクール教育の近時の重要な発展
..... チャールズ・D・ワイセルバーグ（カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授）
- IV 新しい法曹養成プロセスと実務・臨床科目の今後
..... 内田義厚（早稲田大学教授）
- V 法学部・法科大学院におけるプロフェッション性の涵養
..... 水野泰孝（早稲田大学准教授）
- VI 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの今後の展望
..... 島田陽一（弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所長・早稲田大学教授）
- VI 早稲田リーガルコモンズ法律事務所による大学と連携した法曹養成のあり方
..... 河崎健一郎（早稲田リーガルコモンズ法律事務所代表弁護士）
- VII ロースクールと社会貢献
..... 須網隆夫（早稲田大学教授）
- VIII 社会が求める法律家—弁護士の職域拡大
..... 榊原美紀（日本組織内弁護士協会前理事長・弁護士）
- X シンポジウム総括と閉会の辞
..... 石田京子（臨床法学教育研究所所長・早稲田大学教授）

（報告者の所属・地位等はシンポジウム開催当時のもの）

I シンポジウム開催趣旨

早稲田大学大学院法務研究科教授
宮川 成雄

早稲田大学臨床法学教育研究所は、2002年4月に設置され、2022年4月に創立20周年を迎えることができた。これを記念して、国内外からオンラインでの報告者・参加者を招くシンポジウムを同年5月14日に開催した。以下に、今回のシンポジウムの企画趣旨を説明する。

当研究所は、法科大学院制度のスタートに2年先駆けて、法科大学院における「理論と実務の架橋」となるべき教育方法論を研究し、また実践するために、早稲田大学総合研究機構を構成するプロジェクト研究所の一つとして創設された。

日本の法科大学院を取り巻く環境は、大きく変化している。とりわけ、2023年度からは、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となり、この制度を先取りするために法科大学院だけではなく、法学部の教育も一体的に改革するカリキュラム改革が進行中である。法学部3年早期卒業と法科大学院の2年既修課程を連携させた、いわゆる「3+2」制度の運用が始まっている。

当研究所は、この大きな変革の時期に創立20周年を迎え、法科大学院を中核とする法曹養成制度の中で、臨床法学教育が今後どのような課題に取り組むべきかを検討するために、これまでの20年の活動を踏まえた上で、将来に向けた課題を検討する機会として、このシンポジウムを企画した。その検討の基本的コンセプトは、法の知識

を専門職として使うことを前提にした教育のあり方の検討である。法理論の知識、法を運用する技能、そして知識と技能をより良き社会の実現のために使う法専門職の責任を一体として教育することに、どのような課題があるのかである。本シンポジウムのテーマを、「理論、技能、責任の統合による法曹養成」として設定したのはそのためである。

本シンポジウムは、これまで当研究所の研究活動に協力いただいていたアメリカ、中国、韓国をはじめとする海外の臨床法学教育の関係者にも報告者、あるいは聴衆として参加いただくために、日本語と英語の同時通訳を利用したオンラインで開催することとした。

第一報告者は、現在、臨床法学教育学会理事長である米田憲市鹿児島大学教授である。米田氏には、日本における臨床法学教育が開始された歴史的背景を踏まえて、現在の臨床法学教育の状況の中で、当研究所の活動を位置づけると同時に、日本の臨床法学教育の今後の発展を展望するという趣旨で、「我が国の臨床法学教育の今後の展望」という論題で報告いただく。

第二報告者は、当研究所の発足以来、ほぼ4年に一度、これまで5回の共同シンポジウムを、東京とカリフォルニアで交互に開催するなど、強い協力関係を築いてきたカリフォルニア大学バークレー校ロース

クルのチャールズ・D・ワイセルバーグ教授に、「アメリカにおけるロースクール教育の近時の重要な発展」という論題で、深刻な社会的分断が懸念されているアメリカにおいて、ロースクールの学生たちはどのような教育を求めており、ロースクールの教員がどのような試みを行っているかを論じていただく。

第三報告者は、元裁判官で、現在、早稲田大学大学院法務研究科教授として、「理論教育と実務教育の架橋」を担っていただいている内田義厚氏から、「新しい法曹養成プロセスと実務・臨床科目の今後」と題して報告いただく。報告の中では、「3+2」制度のメリットとデメリットを、臨床法学教育との関連でも議論いただく。

第四報告は、弁護士であり、現在、早稲田大学大学院法務研究科准教授の水野泰孝氏による、「法学部・法科大学院におけるプロフェッション性の涵養」と題する報告である。この報告では、法科大学院で法曹を育てる上で必須のプロフェッション性とは何かを検討し、また「3+2」制度が開始して、より一層の重要性を持つ法学部教育と法科大学院教育の連携の中で、早稲田大学法学部における法曹への導入教育についても検討がなされる。

第五報告は、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所長であり、早稲田大学大学院法務研究科教授である島田陽一氏による「弁護士法人早稲田リーガル・クリニックの今後の展望」である。この報告では、早稲田大学が法科大学院教育に取り組むために、法科大学院の開設された2004年に大学名を冠して設置された弁護士法人の法曹教育の実績を踏まえ、今後の大学附設法

律事務所の将来像が論じられる。

第六報告は、早稲田大学法科大学院の修了生を中心に2013年に設立された早稲田リーガルコモンズ法律事務所の代表弁護士である河崎健一郎弁護士による「早稲田リーガルコモンズ法律事務所による大学と連携した法曹養成のあり方」と題する報告である。この報告では、法科大学院を経た新しい法曹の世代が、法律事務所の将来のあり方を展望しつつ、現に活動する法律事務所が大学と連携するなかで、高校生への法教育の提供も含め、臨床法学教育の拡大したラーニング・コミュニティ形成について、これまでの早稲田大学法科大学院との連携実績を踏まえて検討される。

第七報告は、初代の臨床法学教育研究所の所長であり、早稲田大学大学院法務研究科教授である須網隆夫氏による、「ロースクールと社会貢献」と題する報告である。この報告は、教育機関である法科大学院が、なぜ社会貢献活動に取り組むべきなのか、から論を起し、法科大学院が育てようとする法曹という専門職集団のエートスともいべき、支援を求めている人びとに法律を用いた支援を提供する使命について、東日本大震災復興支援法務プロジェクトの実践と、震災復興支援クリニックの教育経験を踏まえた検討がなされる。

第七報告は、弁護士であり、2022年3月まで日本組織内弁護士協会の理事長であった榊原美紀氏による、「社会が求める法律家—弁護士の職域拡大」と題する報告である。榊原氏は、法曹の多様な活動を検討するダイバーシティ研究会座長の職にある。インハウス・ローヤー、すなわち組織内弁護士はその数が急増しているだけでは

なく、活躍領域は多種多様に拡大している。これまで、法曹といえば法曹三者という言葉に表れているように、裁判官、検察官、および弁護士が、訴訟関連業務を中心として構成する専門職集団という固定したイメージが存在してきた。しかし、インハウス・ローヤーが増加することによって、企業内弁護士の活動する分野は、「法務部門」に限られず、「コンプライアンス部門」、「知財部門」、「経営企画」、「内部統制」、「内部監査」など多岐にわたっている。法科大学院教育がインハウス・ローヤーとなる人材の需要に応じた内容となることへの期待が

論じられる。

シンポジウムの締め括りでは、当研究所の所長であり、早稲田大学大学院法務研究科教授の石田京子氏から、閉会の挨拶として、法学部と法科大学院が連携した大学における法曹養成のプロセスの中で、臨床法学教育が取り組むべき課題として、プロフェッション性の涵養への関与、社会貢献活動への関りのあり方、多様化する法曹の活動のニーズに応える教育の検討等、今後の当研究所の取り組むべき方向性と展望が示される。

Ⅱ 日本の臨床法学教育の今後の展望

臨床法学教育学会理事長
鹿児島大学教授・司法政策教育研究センター長
米田 憲市

1. はじめに

本稿では、早稲田大学臨床法学研究所が創立20周年を迎えられたことに際して、同研究所が司法制度改革の取組みとともに始まり、その後、時機を得たテーマ設定によるセミナー等の開催とその成果の発信、それを通じたわが国の臨床法学教育関係者のネットワークの形成により、わが国の法学教育、法曹養成に大きな貢献をしてきたことに心から敬意を表しつつ、日本における臨床法学教育の来歴に触れながら、現在の臨床法学教育の到達点と展望、目標を論じる。

2. わが国の臨床法学教育の来歴

司法制度改革を契機として、2004年、平成16年に始まった新しい法曹養成課程の下での臨床法学教育の来歴を考えると、その背景には、大きく分けて3つの流れがあったといえることができる。

それは、①法と社会の関わりについての教育的関心であり、その始まりとしての「大学セツルメント」、②法曹養成における実務教育の要請との関わりでの「司法修習」、そして、③アメリカのロー・スクールの教育カリキュラムの中での「臨床法学教育」

についての知見の存在である。

(1) 大学セツルメント：臨床法学教育の嚆矢

そもそも、わが国の法学教育は、近代化を目指す社会制度の構築の中で、西欧諸国から法制度を継受した経緯から、わが国社会そのものとの齟齬を感じながら法を学ぶという環境に置かれていた。こうした中で、1923年、大正12年の関東大震災の折、末弘巖太郎博士と穂積重遠博士が中心となって学生達とともに「(東京) 帝大セツルメント」を設立し、その活動の一環として、法律相談活動を展開した¹。これを担う「帝大セツルメント法律相談部」は、①一般の相談者に法律的知識を与えること、②学生が之を通して法律の生きた姿を知りうること(演習)、③裁判所に現れずして斃り去られて居る諸々の法律問題即ち現行法令の欠陥を観測すること、を目的としていたとされている。この活動は、戦争に向かう道の中で一旦途絶えたものの戦後復興し、1955年頃、昭和30年頃までには、全国の法学部でこうした法律相談活動がみられるようになり、わが国の戦後の法学の研究・教育に大きな影響と有為な人材の輩出に実績を残した。

1 この経緯は、大村敦志『穂積重遠—社会教育と社会事業とを両翼として』ミネルヴァ書房(2013)に詳しい。

「大学セツルメント」の法律相談活動は、大学の正規の授業カリキュラムの中で行われたものではなかったが、大学の法学部の教員が積極的に関わり、様々な社会問題の現場を目の当たりにしながら法を学ぶことが意識されていたという点で、わが国の「臨床法学教育」の嚆矢であった。そして、その後現在に繋がる、「法と社会の関係」への関心のもとで法を学ぶという、わが国の法学教育の考え方の大きな潮流のひとつを形成するものであった。

(2) 司法修習：法実務教育の確立

二つ目の背景は、司法修習制度である。戦後始まった司法制度改革前までの法曹養成制度では、司法試験の合格後、司法修習生として2年間の研修を受ける司法修習という制度が設けられていた。そこでは、大学における法学教育カリキュラムとは独立に、司法研修所が設定したもっぱら実務の修得と法曹キャリアの人間関係を形成することを志向したプログラムの下、研修所での座学である集合修習に加えて、長期間各地の裁判所に配属され、その管轄の裁判所、検察庁、法律事務所のそれぞれの現場で一定期間ずつ研修を受ける実務修習で構成される制度となった。

実務の現場での実習が多くを占める司法修習は、大学の理論的な法学教育を中心に置く取組みとは異なる、訴訟実務を志向する独自の教育内容と体制を確立して展開されてきた。

(3) 海外の臨床法学教育の実践例：特にアメリカのロー・スクールの臨床法学教育

三つ目は、アメリカのロー・スクールに

おける臨床法学教育の実践例の知見である。現在の日本の法曹養成制度の中核としての法科大学院制度は、基本的にアメリカのロー・スクール制度を参考にしたものであることは周知の事実である。その検討過程の中で、アメリカのロー・スクールでの留学経験や教育経験を持つ大学教員などから、アメリカ法曹協会（ABA）の認証基準において、臨床法学教育が必須事項とされていることや、moot courtの取組みや特定の社会問題に特化したクリニックの展開など、アメリカのロー・スクールでの臨床法学教育についての情報提供や情報発信が盛んに行われた

3. 司法制度改革後の臨床法学教育の制度化

こうした背景の下、2004年、平成16年の法科大学院の開設とそこで求められるカリキュラムの一部に、法科大学院教育全体の基本コンセプトのひとつである「理論と実務の架橋」の中心を担うものとして「法律実務基礎科目群」が設けられたことは画期的なことであった。

この法律実務基礎科目群は、認証評価において10単位が必修とされており、「法曹倫理」、民事・刑事の「訴訟実務の基礎」とあわせ、「模擬裁判」「エクスターンシップ」「リーガル・クリニック」「法律相談」「ロイヤリング」「交渉」等の名称の科目が設けられて、臨床法学教育が法科大学院に共通する「制度」として位置付けられた。そこでは、それまでの司法修習の一部を法科大学院のカリキュラムの中で行うとともに、大学セツルメントに共通する「法と社会」の関係に直面しながら法を学ぶという

コンセプトの科目や、アメリカのロー・スクールでの臨床科目のあり方をモデルとした取組みが構想され、法科大学院教育が開始された。早稲田大学のような様々な社会問題にテーマを絞ったクリニックを用意する大学や、大学内に法律事務所を設けて実習の場とする取組み、弁護士が少ない地域での実習に取り組む大学が現れたほか、弁護士会の協力の下で複数の大学が共同してカリキュラムを展開する事例が現れるなど、様々な取組みが行われた。

そして、臨床法学教育を啓発する組織の活動も見られ、2002年、平成14年から、この早稲田大学臨床法学教育研究所の先行的取組みが開始されており、2004年に設立された法科大学院協会においては「臨床系教育等検討委員会」が設けられた。さらに、こうした動向の下で、個別の大学の取組みを超えるものとして、臨床法学教育学会や、名古屋大学を中心とするPSIM（サイム）・コンソーシアムなどが設立されるなど、臨床法学教育科目の実施方法を研究の対象とする組織や学会、現場を支援する大学横断の組織や議論の場が設けられ、リカレント教育への取組みも行われるようになった。

それらの活動は、司法修習の視野が現行の法律実務の範囲に止まるのに対し、多角的な視点で法実務や教育にアプローチするものであり、アメリカ他の諸外国の臨床法学教育の取組みや、医学教育、心理学、教育学、社会学、言語学などの成果を参照し、また、それはICTを用いた実務や教育技

法にも及んでおり、法曹養成課程や法学教育だけではなく、法律実務や法曹のあり方を革新する運動の場として機能することに特徴があるといえるものとなっている。

4. 法科大学院制度の変貌と将来の課題

このように、日本においては、司法制度改革後、臨床法学教育が教育制度の一部として位置付けられ、様々な取組みが行われるようになって、その発展は確実なものであった。しかし、法曹養成の現場では、臨床法学教育にとって必ずしもよい状況が続いているわけではない。

たとえば、法科大学院への進学者の減少傾向により、臨床法学教育に積極的に取り組んでいた法科大学院が廃止され、臨床法学教育に多様性が失われたことが挙げられる。また、法科大学院の組織そのものも、将来の法曹である学生達も、司法試験に向けた試験対策に教育や学修の視野が狭まる傾向が強まり、「臨床法学教育科目」の履修者が減少したことも指摘しなければならない。さらに、共通到達度確認試験が設けられるなど、教育における試験の要素が厚くなり、法令上も、大学の役割として司法試験に向けた教育を手厚くする方向での改正が行われたことは、注記しておくべきことである²。

このような試験対策に追われる学びは、過去の知恵の学びであり、それも試験という方法で問えることの学びに止まり、これからの社会を支える法曹養成には相応しく

2 これらの経緯は、米田憲市「臨床法学教育運動の目標としての『法曹養成基本法』」臨床法学教育学会編『法曹養成と臨床法学14』日本加除出版（2022）1頁以下参照。

ないと言うことは、法科大学院制度を開始したときの教訓であったはずである。

現在、日本社会では、「働き方改革」、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成、「Society5.0」という社会像にむけたデジタル・トランス・フォーメーション (DX) の実現に向けた取り組みが進められ、コロナ禍における日本社会の価値変容が起こっている。さらに、国際情勢ではウクライナにおけるロシアの「力による現状変更」による戦禍の影響など、これまでにないスピードで大きな変化が続いている。

来るべき社会で「法の支配」を継続的に実現するためには、その責務を担う法曹を養成するプロセスにおいて、専門職としての責任感や倫理観を醸成する環境が必要であることは言うまでもない。そこでは、実務の現場で直面する問題から気付きを得た

り、実際の事件と類似する状況から感受性を培い、法律問題や自らの振る舞いの理論的な説明を模索・検討する力が涵養されなければならない。

「理論・技能・責任」の統合による法曹養成という基本コンセプトは、現段階でのわが国の臨床法学教育の取り組みの結晶としてのコンセプトであり、改めて臨床法学教育の充実を期せねばならない我々の共通の認識として、さらに深めるべきものである。

この早稲田大学臨床法学研究所設立20周年を契機とする到達点の確認作業から、あらためて少しでも多くの学びを共有することはもちろん、日々の臨床法学教育の改善とさらに法制度を視野に入れた運動として、さらに厚い層をなすように取り組むことが必要であると思われる。

クールがJ.D. (Juris Doctor、法務博士)の学位を授与するに際して重要な機関である¹。AALSはロースクールが構成する組織の一つであって、カリキュラムの決定と教員集団の発展という点ではおそらく最も大きな影響力を有する。学生は、3年間フルタイムで勉強をするか、もしくは、4年かそれ以上の年月をかけてパートタイムで勉強するかのいずれかの方法で、J.D.の学位を取得するのが一般的である。アメリカの各州では、いわゆる「ディプロマ特権 (diploma privilege)」（訳注：ロースクール修了だけで当該州の弁護士登録が認められる制度）を実施する2つの州²を除いて、法実務を行うにあたっては、司法試験に合格することが卒業生に求められている。ABA認定のロースクールのJ.D.の学位を有する者は、アメリカのどの州でも司法試験を受験することができるため、ABAが法学教育を支配しているといえることができる。学生の入学状況とロースクールのカリキュラムの傾向を検討することにより、アメリカの法学教育のいくつかの発展を見出すことができる。

2007年から2009年の世界金融危機以前の何十年かの間、新しいロースクールが設立され、J.D.課程への入学者は飛躍した。入学する学生数は、世界金融危機の最中でさえも増加し続けた。学生は労働市場が縮小していくなかでロースクールを安全な

避難先と認識していたからである。しかし、法曹市場もまた縮小傾向をむかえたため、入学者数は減少し、いくつかのロースクールは閉鎖へと追い込まれた。下記の表1は2010年にJ.D.課程への初年度入学者が52,488人に達したことを示す。2020年には、初年度入学者は38,202人にまで落ち込み、2010年との比較では27%減少している。昨年（2021年）は、初年度入学者は42,718人にまで上昇し、40年前の1981年とほぼ同程度の数字となった。なお、ロースクールは24校増加している。2021年の入学者の増加傾向は、どのロースクールにも同様の傾向がみられるわけではなく、全体の22%のロースクールでは初年度入学者数は減少し続けている（ABA 2021a.参照）。

表1 ABA認定ロースクールにおけるJ.D.課程への初年度入学者数

年度	ロースクールの数	初年度入学者数
1971	147	36,171
1981	172	42,521
2007	198	49,082
2010	200	52,488
2020	197	38,202
2021	196	42,718

出典：ABA 2013; ABA 2020; ABA 2021a.

ロースクール卒業生の司法試験の合格率と就職率もまた、上昇傾向にある。2019

1 法学教育および弁護士登録に関するABA協議会 (The Council of the ABA's Section of Legal Education and Admissions to the Bar) は、米国教育省 (The U.S. Department of Education) によりロースクール認証機関として認定されている。たしかに、カリフォルニア州のような一部の州では、ロースクール (の設立) を認可したり、ABAが認証していないロースクールの卒業生にも司法試験を受験することを認めている。しかし、ABAが最も重要なロースクール認証機関である。

2 ディプロマ特権はウィスコンシン州とニューハンプシャー州で認められている。ただし、attorney examination、すなわち、ディプロマ特権で弁護士登録された者が、他の州で実務に従事するための試験やその免除に関しては、多岐にわたる規律がある。

年度の卒業生のうち91%以上が卒業から2年以内に法曹資格を獲得している（ABA 2022a¹ 参照）。2021年度の卒業生で一度目の受験で法曹認定を目指す者のうち80%が、司法試験に合格するか、ディプロマ特権によって認定されるかしている（ABA 2022c）。2021年度の卒業生のうち86%が、J.D.の学位を必要とする、もしくは学位を有することが好ましいとされる職に就いている（ABA 2022b）。

こうしたデータを見た大学当局は、近年のアメリカの法学教育として、ロースクールが世界金融危機以降大きく回復している、もしくは少なくとも安定していることは最も評価すべきことであって、そうであるならばロースクールは従来と同様のカリキュラムを教え続ければよいのだと結論付けるかもしれない。ロースクールは、研究科長と教授陣によって運営されており、変革への抵抗が強いことには悪評がある。しかし、ロースクールは社会運動、政治運動、そしてもっと言えば、世界から隔離されているわけではない。他の変革は進み続けており、ロースクールもまたこうした変化を無視することはできないのである。

そもそも、アメリカは政治的にボロボロである。対立する政党とその支持者の間に妥協点はほとんど存在しない。多くのアメリカ人はバイデン大統領が2020年の大統領選挙で不正をして当選したという誤信に囚われている。アメリカという国家は2021年1月6日の連邦議会議事堂襲撃事件を辛うじて切り抜けたに過ぎない。三権の統治部門は機能不全であるようにみえる。議会は党派対立が深まり、重要な法案を通過させることもできない。立法議案を

進めることができないために、行政府の一部は大きく凍結状態になっている。司法府はその正当性の多くを失ってしまっている。アメリカ合衆国連邦最高裁判所に対する信頼は、50年前に人工妊娠中絶権を憲法上の権利とした*Roe v. Wade*判決を覆して以来は特に、歴史に刻まれるほどに低い。

明らかに、社会運動はアメリカを変えつつある。人種差別問題はこれまでも常にアメリカの癌であったが、人種と不平等への意識はより大きくなっているように見受けられる。こうした意識は、ジョージ・フロイド氏、ブリオナ・テイラー氏、フレディ・グレイ氏等の警察による殺人事件をはじめとして、あまりにも多くの警察による暴力事例が広く報じられたことによって高められたものである。新型コロナウイルスの流行はこうした雇用問題や住宅問題を含む不平等を悪化させ、露呈させてきた。また、性的暴行の被害者の経験への理解の深まりも手伝って、ジェンダーと不平等への意識も高まっている。

政治的分断と社会運動は多くの学生をロースクールへと導いてきた。彼らは変革のための道具として法学を利用したいと思っている。入学者数の増加がアメリカのロースクールを経済危機から引き戻す一方で、今日の学生は10年前の学生たちとは大きく異なっている。AALSの会長であるErwin Chemerinskyカリフォルニア大学バークレー校ロースクール研究科長は「私は40年以上もの間、教鞭をとってきたが、自分の学生たちがこんなにも失望しているのをこれまで見たことはない。彼らは政府の諸機関が信念を失ってしまった国家を目撃しているのだ。」と述べている（Chemerinsky

2022)。学生たちは既存の諸制度の現状に失望している一方で、それらを立て直すことに意欲的であると私は考えている。こうした学生は法学教育とアメリカ社会を変える原動力であり、今後もそうありつづけるだろう。彼らは変革を求めている。そして、待たされたくはないのである。

2. ロースクール体制による人種と不平等への関与

今日の学生は、現実の社会から乖離した法的な概念だけを与えられても、満足しないだろう。彼らは法理論を教えるばかりで、人種、ジェンダー、民族が複合する問題と不平等には関与せず、言及しようとしなない授業を受け入れることはないだろう。ここ数年ロースクールの学生たちを指導してきた個人的な経験からいえば、学生たちは単に他者との関係を「否定 (cancel)」しようとしたり、「政治的に正しい (politically correct)」ふりをしたりしようとしているわけではない。むしろ、深く、他者を尊敬する、そして困難な対話を切望している。彼らは、こうした議論をする能力のある教授陣と学友を望んでいるのだ。私のロースクールでは、多くの（とはいえ、全員ではないが）教授陣は、そうした対話を意図的にかつ有能に授業内に取り入れようとする努力を継続している。

学生と多くの個々の教員が、法と不平等についてより教え、また考えようと意欲的に動く一方で、教育機関は変化に抵抗を示している。こうした強い社会運動や学生か

らの要望に直面して、ABAは何もしないわけにはいかなかった。そこで、ABAは形だけ何かをすることにしたのだと私は思っている。

2022年2月、ABAはロースクールに対し、(1) 法学教育の開始段階、および(2) 卒業前に少なくとも1回、ロースクールの学生に「偏見、異文化との共生力、人種差別についての教育を提供する」ように認定基準を変更した (ABA 2022d: Standard 303 (c))。リーガル・クリニックやエクスターンシップ (訳注: 原文にある「field placement」につき、日本ではより広く用いられている「エクスターンシップ」を訳語とする。) を行う学生にとって、「第二の教育の機会は、臨床教育科目の履修前か、同時か、もしくはその一部として行われる」 (Ibid.) とされる。こうした変更は、事実上全ての講義、そして無論、臨床教育のクリニックやエクスターンシップにおいて、差別や人種問題について議論を行うことを求めるものであると考える人もいるかもしれない。しかし、ABA自身の解釈によれば、新入生のための説明会や時折の講義で、「実質的な活動 (substantial activity)」 (ABA 2022d: Interpretation 303-7) と認める程度のもので、この新基準は充足することができる。ABAはこの点について積極的に取り組んでいるように見せたいだけであって、容易に満たすことのできる基準しか制定しなかったのだ³。

ABAの新基準がそれ自体としてはアメリカの法学教育の目覚ましい発展の成果では

3 この低い基準さえ、伝統的なロースクール教員数名からは「新基準は法学の能力とは無関係で、したがって教授が自身の講義で何をどう教えるかを決定する権利と義務への侵害行為」であるとして、抵抗を受けた。(Ackerman, et al. 2021: 3) .

ないとしても、変化しつつあることには変わりはない。私は、その変化は現実社会とその社会の抱える混沌とした問題により多く関与する機会を求める学生たちによって、もたらされるであろうと信じている。このことは、本稿の最終章、経験に基づく教育の発展につながっていく。ロースクールのリーガル・クリニックとエクスターンシップは、こうした積極的な関与を提供し、学生は実際のクライアントと接する機会をより多く求め続けている。

3. ロースクールと臨床教育

臨床教育（訳注：アメリカでは、2010年前後から、「clinical education」と互換的に「experiential education」が用いられており、本講演の原文でも「experiential education」が用いられるが、本稿では日本で定着した訳語である「臨床教育」を用いる。）とは、実際のクライアントの事件、あるいは現実を模した事例を用いて、実践をとおして教育する方法である。この教育方法は、アメリカの法学教育では決して目新しいものではない。アメリカのロースクールが現実のクライアントの抱える事件を用いて学ぶ機会を増やし、より多くの学生がリーガル・クリニックやエクスターンシップで代理行為を提供してきたことは大きな特徴のひとつである。

アメリカの伝統的な法学教育においては、法の実際の実務よりも、法理論や法原理ばかりを重視していることが、繰り返し批判されてきた。ABAが、ロースクールは専門職としての技能を身に着けるための教育をしなければならないと義務付けるの

は、1973年を待たねばならなかった（Joy 2018: 566）。2005年になるとABAは認定基準を変更し、学生は専門職としての技能を身に着ける「実質的な教育」を受けなければならないとした（ABA 2005: Standard 302 (a) (4)）が、ABAはのちに最低限1単位のみでこの基準を満たすことができることを明らかにした（ABA 2010: 155-56）。ABAは専門職教育の発展に消極的であり、州の法曹協会が主導権を握ってきた。

主要なロースクールの認証を行うのは州の法曹協会ではなくABAだが、各州で弁護士資格を認定するのは州の法曹協会である。2013年6月、カリフォルニア法曹協会特別委員会は、弁護士資格を付与するための能力要件として、実務経験に基づく臨床教育を最低でも15単位取得することを推奨した。これは、ロースクール在籍中に取得してもよいし、研修期間中に取得してもよい。おそらくはカリフォルニア法曹協会の影響を受け、2013年9月、ABAは最低でも6単位の実務経験の授業単位を取得することを求める認定基準の草案を発表した。6単位というのはJ.D.の学位取得に必要な総単位数の7%にしかない。2014年、ABAは6単位要件を採用し、この新基準は2016年秋のロースクール入学者から適用されることとなった（Weisselberg 2019: 169-171; ABA 2015: Standard 303 (a) (3)）。2014年後半、カリフォルニア法曹協会特別委員会は最終報告書を発表し、15単位要件にこだわりつつも、ABAの新基準と整合性が取れるよう要件を変更した。他で議論されたように理由は多くあるが、カリフォルニアは15単位要件を課

表2 クリニックや実務体験への参加者の中央値

調査年度	リーガル・クリニックの参加率の中央値	エクスターンシップの参加率の中央値	リーガル・クリニック、もしくはエクスターンシップのいずれか一方の参加率の中央値
2010-11	31-35%	31-35%	算定不可
2013-14	41-45%	51-55%	71-75%
2016-17	46-50%	51-55%	76-80%
2019-20	50%	50%	85%

出典：Kuehn et al. 2019: 13-15; Kuehn et al. 2016: 12.

さなかった⁴ (Weisselberg 2019: 171-174)。

私はかつて別稿において、ABAが6単位要件のような重要な変更を行うかどうかすら疑わしいと述べた。喜ばしいことに、私は間違っていた。応用法学教育研究センター (The Center for the Study of Applied Legal Education) はアメリカのロースクールに関する調査を3年ごとに実施しており、臨床プログラムの発展を追跡調査している。2019年度の同センターの調査によれば、66%のロースクールがABAの6単位の臨床教育要件の採択を受けて、少なくとも何等かのカリキュラム変更を行ったと報告されている。47%のロースクールが新たにリーガル・クリニックや実務体験の授業を加えた。現行のプログラムを拡大したり、以前は臨床教育的でなかった授業を臨床教育的に構成しなおしたり、臨床教育的要素を発展させて臨床教育的ではない授業と統合したり、法学研究と論文執筆の授業を臨床法学的に作り変えたりするといっ

た改革も、こうした変更に含まれている (Kuehn et al. 2019: 24, Table 20)。総じて、ロースクールはABAの新基準を受け入れて臨床教育の機会を増やしているようであって、非常に好ましい。

同センターの調査結果は、リーガル・クリニックやエクスターンシップという実際のクライアントを通じて実務経験を行う授業に参加する学生数が、増加し続けていることを示す。調査対象のロースクールは、卒業前にリーガル・クリニックやエクスターンシップに参加するJ.D.課程の学生の割合を示している。以下の表2は、過去3年ごとに実施された調査から報告された割合の中央値を集めたものである。

上述のデータが示すように、卒業生のうち臨床教育、すなわちリーガル・クリニックとエクスターンシップのいずれかの実習経験がある者の割合の中央値は85%にまで上昇している。少なくとも2011年以降、リーガル・クリニックは安定的に増加して

4 2015年、ニューヨークも司法試験受験資格を変更し、卒業生が専門職としての基礎的能力と法曹倫理に必要な不可欠な学習をし、その内容が一定レベルを満たすことを要件とした (Weisselberg 2019: 174-175)。これに伴い、コロンビア大学やニューヨーク大学は単に、ABAの6単位要件を満たし、ほかの必修の授業を履修した学生について基礎的な能力があると認定するようになった (Columbia 2022; NYU 2022)。ブルックリンロースクールははより単純な方法を採用したが、実務体験の6単位のうち少なくとも1単位はリーガル・クリニックかエクスターンシップで取得しなければならないとしている (Brooklyn 2022)。

いる。それ以上に、より多くのロースクールで、リーガル・クリニックとエクスターンシップを希望する学生が、希望しない学生の割合（7-10%）と比較して、増大している（46もしくは47%）ことが報告された（Kuehn et al. 2019: 16-17, Tables 11 and 12）。

私の見解では、臨床教育の継続的成長は、法学教育において著しい発展である。学生はABAの6単位要件をシミュレーション型授業を受講するだけで満たすことができた。リーガル・クリニックとエクスターンシップに参加する学生が増加していることは、リーガル・クリニックとエクスターンシップによってよりよい学習が可能になるという学生の意識に影響を及ぼしているのかもしれない。しかし、リーガル・クリニックとエクスターンシップは一般的には、弁護士を雇う金銭的余裕のない人々の代理をしたり、もしくは社会正義を推進しようとしたりするものである。政治的、社会的変革を求める今日の学生はこうした機会に魅了されているのではないかと推測している。

結語

話をはじめに戻そう。近年のアメリカの法学教育の最も著しい発展は学生たち自身であると私は信じている。彼らは変化を押し進めていこう。ロースクールはより多くの学生が入学することを喜んでいる。しかし、ロースクールに進学して我々の大学組織と社会を変革しようとする学生は、法理論と法原理に限定した、現実社会を汲み取らない法学教育を受け入れないだろう。今日の学生にとって、法学とロースク

ールは人種、ジェンダー、不平等に携わらなければならないし、我々の崩壊した大学組織を立て直さなければならない。学生たちは、法学の世界が変化することを押し進めるであろうし、これは好ましい発展である。

参考文献

Ackerman, Bruce, et al. 2021. *Response [of ten Yale Law School Faculty Members] to May 25, 2021, Notice re Proposed Revisions to Standards 205, 206, and 303.*

https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/council_reports_and_resolutions/comments/2021/june-2021/june-21-comment-yale-law-school.pdf

American Bar Association. 2005. *Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools 2005-2006.*

https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/Standards/standardsarchive/2005_2006_aba_standards_and_rules_of_procedure_for_approval_of_law_schools.pdf

American Bar Association. 2010. *Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools 2010-2011.*

https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/Standards/standardsarchive/2010_2011_standards.pdf

American Bar Association. 2013. *ABA Approved 1st Year JD and Minority*

- Enrollment.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2013_jd_enrollment_1yr_total_minority.xls
- American Bar Association. 2015. *Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools 2015-2016.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/Standards/2015_2016_aba_standards_for_approval_of_law_schools_final.authcheckdam.pdf
- American Bar Association. 2020. *2020 Standard 509 Information Report Data Overview.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2020-509-enrollment-summary-report-final.pdf
- American Bar Association. 2021a. *2021 Standard 509 Information Report Data Overview.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2021/2021-509-enrollment-summary-report.pdf
- American Bar Association. 2021b. *Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools 2021-2022.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/standards/2021-2022/2021-2022-aba-standards-and-rules-of-procedure.pdf
- American Bar Association. 2022a. *Bar Pass Outcomes for Calendar 2019 Graduates within Two Years of Graduation.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2022/2022-2019-ultimate-bar-passage.xlsx
- American Bar Association. 2022b. *Employment Outcomes As of April 2022 (Class of 2021 Graduates).*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2022/class-2021-online-table.pdf
- American Bar Association. 2022c. *First Time Bar Passage Calendar Year 2021.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/2022/2022-2021-firsttime-bar-passage-stat.xlsx
- American Bar Association. 2022d. *Revisions to the 2021-2022 ABA Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools.*
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/standards/2021-2022/21-22-standards-book-revisions-since-printed.pdf
- Brooklyn Law School. 2022. *NY Court of Appeals Skilled Competency Pathways.*

- <https://www.brooklaw.edu/About-Us/ABA-Required-Disclosures/NY-Competency-Pathways>
- Chemerinsky, Erwin. 2022. *2022 AALS Presidential Address: How Law Schools Can Make a Difference*.
<https://www.aals.org/about/publications/newsletters/aals-news-winter-2022/2022-aals-presidential-address/>
- Columbia Law School. 2022. *Skills Competency Requirement*.
<https://www.law.columbia.edu/academics/registration-services/bar-certification/new-york-state-bar-examination/skills-competency-requirement>
- Joy, Peter A. 2018. "The Uneasy History of Experiential Education in U.S. Law Schools." *Dickinson L. Rev.* 122 (2) : 551-583.
- Kuehn, Robert R., David A. Santacroce, Margaret Reuter and Sue Schechter. 2017. *Center for the Study of Applied Legal Education (CSALE), The 2016-17 Survey of Applied Legal Education*.
https://uploads-ssl.webflow.com/5d8cde48c96867b8ea8c6720/628457da3c8fe346a0508cee_Report%20on%202016-17%20CSALE%20Survey.REV.5.2022.pdf
- Kuehn, Robert R., Margaret Reuter, David A. Santacroce. 2020. *Center for the Study of Applied Legal Education (CSALE), 2019-20 Survey of Applied Legal Education*.
https://uploads-ssl.webflow.com/5d8cde48c96867b8ea8c6720/628457f6d9c25cc6c1457af4_Report%20on%202019-20%20CSALE%20Survey.Rev.5.2022.pdf
- New York University. 2022. *Skills Competency and Professional Values*.
<https://www.law.nyu.edu/recordsandregistration/barexams/skills-competency>
- Weisselberg, Charles D. 2019. "Impact of the ABA's Experiential Credit Requirements and Efforts by State Bars to Regulate Admission to Practice in the United States." *Waseda Compar. L. Rev.* 52 (3) : 163-180.

IV 新しい法曹養成プロセスと実務・臨床科目の今後

早稲田大学大学院法務研究科教授
内田 義厚

第1. はじめに

2022年度は、日本における法曹養成プロセスの大きな転換点になる年である。すなわち、法学部入学後3年後から法科大学院に入学することが可能になり、また、法科大学院の課程修了後に司法試験を受験し、合格後に司法修習生として採用されて司法修習を受けるという制度から、法科大学院在学中、具体的には、法律学の既修者として法科大学院に入学した者が所定の単位を取得すれば、入学から約1年後に司法試験を受験でき、合格した場合は法科大学院の課程が修了したことを条件に司法修習生に採用されるという制度への転換である。そして、この新たなシステムの適用を受ける学生が、2022年4月から法科大学院に入学し、新たな制度がスタートした。そこで本報告では、まず、かかる変革に伴うカリキュラム変革の概要及び、それが実務・臨床科目教育にどのような影響を与えるか、そのメリット・デメリットを整理・検討し、それを踏まえて、今後のあるべき姿について報告者の見解を明らかにすることとしたい。なお、報告者は早稲田大学の法科大学院に属する教員であるが、この報告で意見として述べることは、あくまで報

告者個人の見解であり、早稲田大学法科大学院の考え方とは無関係であることを最初にお断りしておきたい。

第2. 新制度による法曹養成プロセス

1. 法曹コース及び法科大学院による「3+2」システム

法曹を目指す学生は、大学の法学部に進学した場合、そこに設置された「法曹コース（課程）」を選択し、最短で学部3年修了時に学部及び法曹コースを卒業し¹、更に試験などを経て法科大学院に入学する。そして、法科大学院入学時に既修者認定を受けた場合は、法科大学院で2年間学修することとなるが²、その2年目在学中（7月）に、受験のために必要とされる単位を取得すれば、司法試験を受験することが可能になる。そして、法科大学院在学中に司法試験に合格した場合は、その後法科大学院を修了した後、司法修習生として採用されることになる³。このような、学部での3年間と法科大学院での2年間の一貫教育による法曹養成課程を「3+2」システムと称している。

2. 早稲田大学での「3+2」システム

2020年4月1日から、法学部に「法曹

1 3年次で学部を卒業せず、4年で学部卒業した後に法科大学院に入学することも可能。

2 法学未修者の就学期間は3年である。以下では、既修入学者1年目を「2年次」、2年目を「3年次」とする。

3 司法修習期間は1年である。したがって、大学入学時から最短で6年間で法曹資格を取得することが可能になる。

コース」を設置し、法学部の通常のカリキュラムのほか、いわゆる法律基本科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法）について、法科大学院進学を意識した科目を設置し、これら科目での成績評価に基づき、法科大学院への入学を認めている。また、法科大学院を設置していない他大学と法曹養成連携協定を締結し、その大学からの入学も認めている。その他、筆記試験等による一般選抜を通じての入学も認めている。

そして、2年次は、司法試験が翌年の7月に控えていること、同年次での履修上限単位数の制限などから、司法試験の受験科目となっている上記法律基本科目及び選択科目（労働法、倒産法、経済法等。以下「法律基本科目等」という。）の履修に専念する形となっている⁴。そして、3年次後半(秋学期)は、主として実務基礎系科目及び展開先端科目の履修に充てられることになる。

第3. 「3 + 2」システムのメリットとデメリット

このような「3 + 2」のシステムは、実務・臨床科目の充実という観点からは、メリットも多くあると考えられる。すなわち、これまでの法科大学院においては、かかる実務・臨床系科目と法律基本科目とが同時並行的に履修することが求められており、法律基本科目等の学修が法科大学院入学前にある程度進んでいた学生にとってはメ

リットが大きかったが、法律基本科目の学修が必ずしも十分でない学生にとっては、いわばどっちつかずの状態になってしまったり、あるいは法律基本科目等の履修に重点を置く形になって、実務・臨床系科目は必要最小限の科目しか選択しないという問題点もあったように思われる。また、法科大学院修了後に司法試験を受験するというシステムの場合、在学中はともすれば試験準備に軸足を置きがちになることは否めないところであり、その点からも、実務・臨床系科目に力を注ぐことをしない、あるいはできないといった問題点もあったように思われる⁵。

これに対し、「3 + 2」システムの場合、3年次後半は、法律基本科目等の履修や司法試験準備にとられることなく、実務・臨床系科目の履修に専念できることになり、学生にとっても教員にとってもメリットが大ききように思われる。また、司法試験合格後及び法科大学院修了後の司法修習への円滑な橋渡しが可能になるという点でもメリットが大ききように思われる。

もっとも、このようなメリットに対しては、実務・臨床系科目を配当できる期間が3年次後半に限られてしまい、この期間に多数の科目が集中的に開講されるため、学生にとってはかえって窮屈な事態になってしまうのではないかと、2年次に法律基本科目等のみの履修が1年続くことは、実務・臨床系科目と法律基本科目等との連関を見失わせることにつながり、理論と実務の架

4 3年次前半は、クォーターで履修が修了する科目を多く配置している。必修科目として、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎の前半部分並びに法曹倫理をここに配置している。これに関する問題点ないし課題については後述する。

5 一例であるが、民事・刑事模擬裁判は、履修者の負担が大きく、法律基本科目等の履修に支障が生じるということから学生から敬遠されがちであったといえる。

橋を目指した法科大学院教育の理念との関係で問題があるのではという指摘も考えられるところである。そこで、今後の課題を考えるにあたっては、これらデメリットを極力除去しつつ、「3+2」システムのメリットを生かしていく方向が望ましいと考えられる。以下、具体的に述べる。

第4. 若干の提言

1. 学部段階での実務・臨床系科目の設置等

「3+2」システムのメリットを生かすには、学部入学後のできるだけ早期に、実務・臨床系科目を設置していくことが考えられる。この点、早稲田においては、学部1年次に現役の法曹三者によるオムニバス形式の講義である「法曹の仕事を知る」という科目が置かれており、多数の学部生が受講している。また、裁判官・弁護士の実務経験を有する教員が担当する「法曹演習」という科目も多く、多くの学部生が受講しており、これら講義を受講したことをきっかけに法曹コースや法科大学院への進学を意識したという学生も多い。今後も、この種の科目の整備拡充を図っていくべきであろう。

2. 法科大学院での実務基礎教育

前述のとおり、法曹コースから法科大学院に入学した学生は、1年余りは法律基本科目等以外の科目の履修ができない状況におかれている。司法試験の在学中受験ということを考えれば、ある程度やむを得ない

ともいえるが、法曹倫理及び民事・刑事の実務の基礎的事項がこの時期に学修できないのは問題ではないかと考える⁶。この点、法科大学院における2年次の履修単位上限が窮屈になっていることも一因となっていることから、履修単位上限の緩和が望まれる。

3. 修習準備教育と幅広い視野を獲得するための教育の両立

司法試験受験後の3年次後半の教育は、来るべき司法修習に向けての準備的教育と、法曹としての今後を考えるための視野を広げる教育との両立が重要になる。前者については、司法修習を担当する司法研修所との連携を密にし、どの分野についてどのような役割を担うのかについて、双方が意見交換するなどして具体的に検討していくことが望まれる。後者については、現在の展開先端科目をより充実させることが考えられるが、学生に幅広く履修の機会を与えるような配慮（たとえば、クォーターでの開講科目の増加）が望まれる。また、これとは逆に、クリニック等の臨床科目については、学生にじっくり問題点に取り組ませることができることを利用した試みが拡充することが望ましいといえる。これについては、早稲田大学では、法科大学院教員の指導による学生の課外の活動として、東日本大震災の復興支援クリニックが継続的に活動しており、このような取組みが今後様々な分野で拡充することが望ましい。また、法律事務所や官庁、民間企業での研修

6 現在のカリキュラムでは、法曹倫理及び民事・刑事の実務基礎が3年次前半のクォーターに集中する形になっており、かなり窮屈なカリキュラムになってしまっている。

を内容とするエクスターンシップについても、現在よりも長期間にわたるものを開講・実施することも考えられよう。

第5. まとめ

「3+2」システムの下でも、実務・臨床系科目は、学部・法科大学院及び司法修習という法曹養成一貫教育システムのバックボーンを形成する重要な科目として位置付けられる。その理想形を要約すれば、学部段階では法曹の仕事の実際とその魅力、そして法的思考の基礎基本を伝える教育、法科大学院では実務教育の基礎的部分と幅広い視野の獲得の両輪を意識した教育、司法修習はそれらの総仕上げ教育という位置づけになるのではないかと思われる。

V 法学部・法科大学院におけるプロフェッション性の涵養

早稲田大学大学院法務研究科准教授・弁護士
水野 泰孝

1. 「プロフェッション性」を身に付ける意義

(1) 法科大学院は、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクール」(平成13年6月12日付け司法制度改革審議会意見書61頁)である。「プロフェッション性」の意義を広く捉えれば、法科大学院で身に付けるすべての事柄・内容が、「プロフェッション性」の涵養に繋がるといえる。本稿ではそのような広範な捉え方はしない。

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の教育理念として、「社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」(同63頁)とも掲げる。

ここにいう「涵養されるべき法曹としての責任感や倫理観」こそが、「プロフェッション性」の核心であろう。本稿では、「プロフェッション性」を、「プロフェッションたる法曹(裁判官、検察官、弁護士)としての心構え・マインド・矜持」と捉える。

(2) 法学部・法科大学院において、プロフェッション性を教えること一学生からみ

れば、プロフェッション性を身に付けること一の意義はどこにあるのか。プロとしての心構えはプロになってから学ばばよい、との考えもアンチテーゼとして想定し得る。

これに対しては、主に次の4点を指摘できよう。

- ①プロフェッションたる法曹像を具体的に提示することで、法曹を目指すモチベーションに繋げる。
- ②豊かなプロフェッション性をもった法曹になるための下地を作る。
- ③魅力的なプロフェッション教育を用意することで、法学部・法科大学院の価値を高める。
- ④法曹にならなかったとしても、プロフェッションたる法曹の思考と言語を知ること、リーガルリテラシーを身に付ける。

(3) 以下では、私が携わる早稲田大学大学院法務研究科(早稲田LS)及び同大学法学部における取組みを中心にして、プロフェッション性を涵養するための教育の一端を紹介する。

2. 法科大学院におけるプロフェッション性の涵養

(1)「プロフェッションたる法曹(裁判官、検察官、弁護士)としての心構え・マイン

ド・矜持」を学ぶにあたり最も有効な方法は、実務法曹あるいは実務法曹を経験した者から、その経験を通してプロフェッションとしての思考方法を直接学ぶことであろう。その背中を見て、あるいは、追いかけて学ぶことを含む。法科大学院における実務家教員あるいは実務を経験した教員の存在意義の一つである。

この意味でのプロフェッション教育を実のあるものとするには、学生が当該教員に対してリスペクトをもつことができることが必要条件にならう。リスペクトの対象であるからこそ、そのマインドを少しでも学ぼうとするものである。この文脈においても、法科大学院の教員は模範的な存在でなければならない。

(2) 法科大学院におけるプロフェッション教育としての位置付けをもつ重要な取り組みが、①クリニックと、②エクスターンシップである。生の事件に触れ、実際に依頼者と対峙したときに実務法曹はどのような思考で対処するのかを、理屈と感覚の双方を通して学び、プロフェッションとは何かを知る。早稲田LSでは、設立当初から現在に至るまで、これら二つの取り組みに格別注力している。

早稲田LSでは、現在においてもライブ型クリニックの履修率は30%を超え、2021年度からは未修者コース1年次においても（従前のシミュレーション型から移行する形での簡易版の）ライブ型クリニックを導入している¹。

また、早稲田LSでは、エクスターンシップも活発である。2021年度は春季86名・夏季20名（合計延べ106名）、2020年度は春季88名・夏季4名（合計延べ92名）、2019年度は春季75名・夏季7名（合計延べ82名）がエクスターンシップに参加している²。

私も、クリニックの授業を担当するとともに（対象分野は行政事件）、自身の法律事務所にエクスターン生を受け入れている。私の印象として、学生がクリニックやエクスターンシップから受けるその価値観への影響は格別強い。学生であるからこそ響いているともいえるのであって、これらは法科大学院の存在意義の柱の一つであると受け止めている。なお、私は日々の弁護士業務としては、国民・住民側ないし業者側、行政側といった立場を問わず、行政事件を中心に取り組んでいるが、我が国における行政事件の少なさ（活性化の必要性）について、弁護士登録以来、問題意識をもっている。クリニックやエクスターンシップを通して、少しでも多くの学生に行政事件の分野への関心をもってもらい、法曹になった後にこの分野に積極的に取り組んでもらいたいとの想いを常にもっている。

(3) ③法曹倫理の授業も、プロフェッション性を身に付ける科目として重要な意味をもつ。早稲田LSでは、法曹倫理を履修していることは、上記(2)のクリニック及びエクスターンシップ参加の要件とされ、カリキュラム上も両者は結び付いている。

1 詳細は、外山太士「早稲田大学の『リーガルクリニック基礎』」法曹養成と臨床教育14号（2022年）47頁以下参照。
2 早稲田LSにおけるエクスターンシップの受入実績の推移等について、次のリンク先にて紹介されている。<https://www.waseda.jp/fofaw/gwls/career/externship/>

現在の早稲田LSにおける法曹倫理の授業は、研究者教員、実務家教員・実務を経験した教員がオムニバス方式で担当している。具体的には、第1回に法曹に共通する心構えとして「プロフェッショナルとは何か」を教え、裁判官倫理（2回。裁判官を経験した教員）、検察官倫理（2回。検察官教員）、弁護士倫理（9回。研究者教員・弁護士教員）との構成になっている。いくつかの変遷を経て、現在の形になった。LSごとに工夫している科目であろう。

私も、弁護士の実務家教員として法曹倫理の授業を担当している。実務の思考や苦勞に対して学生の関心の強さを感じると同時に、プロフェッションとしての思考が学生の方に新鮮なものとして響いていることが感覚として伝わり、教える立場からも楽しい授業である。とりわけ行政事件の分野においては、（単なる職業の一つとは割り切ることはできない）弁護士の社会的価値が問われるとともに、弁護士自治の存在が格別の意味をもつ。行政事件に取り組むにあたってのマインドを学生の間伝えておきたいとの想いで、授業を行っている。

（4）その他、早稲田LSでは、須網隆夫教授にご報告いただく「震災復興支援クリニック」や、（コロナ禍の前は）ランチタイムに軽食を用意して出入り自由の形式で実務法曹と話をする場を設けるなど、多様なメニューを用意している。

プロフェッション教育のあり方はLSごとの工夫のしどころでもあり、LSの個性・魅力にも繋げることができるであろう。

3. 法学部におけるプロフェッション性の涵養—法学部との連携—

（1）法曹への関心を生み、多くの学生に法曹を目指してもらうためにも、法学部においてプロフェッション性を教えることに大きな意義がある。ここでは、法科大学院と連携した「法曹コース推奨科目」を紹介する。

（2）早稲田大学では、いわゆる法曹コースへの登録を検討している学部1年生を主たる対象として、法曹としてのプロフェッション性を学ぶことができる二つの科目を、「法曹コース推奨科目」として設定している。あえてこの二つの科目を「法曹コース推奨科目」として設定していることに、早稲田大学の特徴がある。

一つ目は、春学期開講の「法曹のしごとを知る」との科目である。ここでは、「司法制度改革と法曹養成制度」「プロフェッショナルとしての法曹の仕事・使命」といった講義から始まり、裁判官経験者、検察官経験者、実務家弁護士などが、オムニバス形式で、それぞれに与えられた役割と責任、実務にまつわる話などをする。誤解をおそれずにいえば、前記2の法曹倫理の授業の学部バージョンである。この科目自体は以前から設置されていたが、法曹コース開始とともに「法曹コース推奨科目」に設定された。受講者が飛躍的に伸びている科目である。

二つ目は、秋学期開講の「法曹演習」（副題：「実務法曹志望者のための基礎演習」）との科目であり、法曹コースの開始にあたり設置された。ここでは、法科大学院の教

員（裁判官を経験した教員と弁護士の実務家教員である私）が、判例の読み方・判例との向き合い方や法令等の調査方法、法的文章の書き方などを教えている。いずれの教員も実務法曹を経験していることから、学生は法曹としての思考方法やマインドに早い段階で触れることができ、法科大学院の教員であることから法科大学院への繋がりも自ずと意識されることにもなる。現時点で授業内容としては入ってはいないが、ここに臨床法学的要素をも盛り込むことができれば、上記一つ目の科目と相まって、法学部・法科大学院を通してのプロフェッション性を涵養するための大きなプログラムになり得ると私個人として考えているところである。

4. 知識・技能・倫理を統合する 礎としてのプロフェッション性

「プロフェッションたる法曹（裁判官、検察官、弁護士）としての心構え・マインド・矜持」は、法曹教育において知識・技能・倫理を統合するにあたり、これらに徹底する礎となるものといえようが、当然な

がら一朝一夕に身につくものではない。学習の段階に応じて正しい伝え方・教え方をする必要はあるが、この意味でのプロフェッション教育について、なすにあたり早すぎるということはないと考える。最終的には、実務に出た後、事件・依頼者と対峙し、事件の処理やその方針に悩みながら試行錯誤し、困難に直面しながら修正を繰り返すことで、少しずつ血となり肉となるものではあるが、その基礎がどのように造られているかによって、その基礎に乗るプロフェッション性も自ずと変わってくる。実務に出た後の“余裕”がなかなかない今日であるからこそ、法曹になる前のプロフェッション教育に重要な意味があるともいえる。

法曹コースと在学中受験制度の開始に伴うタイトなカリキュラムの中ではありつつも、あるいはそうであるからこそ、法学部と法科大学院との連携を意識した、全体として大きな仕組みとしてのプロフェッション性を身に付けるための教育の工夫・方策が今後ますます重要になるといえる。

クリニック授業受講者数・相談者数（2017～2021年）

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
民事A	受講者数	5	3	8	9	9
	相談者数	9	6	10	9	8
民事B	受講者数	2	5	6	8	6
	相談者数	4	8	7	7	4
行政	受講者数	3	9	3	6	9
	相談者数	4	6	2	3	6
家事・ジェンダー	受講者数	10	6	8	9	10
	相談者数	15	9	10	9	8
刑事	受講者数	13	19	23	21	32
	相談者数	-	-	-	-	-
労働	受講者数	4	6	6	6	9
	相談者数	4	5	6	5	9
外国人	受講者数	2	2	6	7	10
	相談者数	-	-	-	-	-
受講者	合計	39	50	60	66	85

（２）その他の教育活動

クリニック授業のほかにも、当事務所は、法務研修了生向けの修習前教育のためのプログラムの実施、法学部の法曹教育に対する援助、早稲田リーガルコモンズ事務所と協力して、法務研の未修1年性向けの「法実務入門」という科目の他、大学付属・系属の高校生に対する事前の法曹教育などを行なっている。現在では、法学部1年生の必修授業である導入演習の私の担当科目において、実質的には当事務所の法務研出身の弁護士による法曹を目指す学生向けの教育を行なっている。

3. 今後の展望

ロー・スクール制度の改編および司法試験が在学中に受験可能となるという環境変化のなかで、実務教育、クリニック授業がカリキュラム上も大きな影響を受けること

になった。学部3年とロースクール2年で、かつロースクール在学中司法試験ということになると、この期間が受験準備のために特化される期間となる可能性を否定できない。しかし、そもそも司法制度改革のなかで日本にロースクール制度を導入したのは、それまで大学がカリキュラム上法曹準備教育を重視せず、司法試験受験生はいわゆる司法試験予備校とのダブルスクールによって受験準備するというなかで、受験生があまりに試験対策的な勉強に走ったことの弊害を反省したからである。当時は、法曹界に多様な背景を有する人材が参入することによる司法改革が目指されていたと言って良いし、法務研究科について言えば、その理想を体現した教育がなされ、かつ、現在、法曹界はもちろん、さまざまところで活躍する人材を輩出してきた。

今回の制度改革においても、このような

司法制度改革における法曹教育改革の原点を忘れることなく、法務研の伝統を維持することが必要であろう。

今回の状況変化を踏まえて、当事務所としては、以上のような問題意識から今後の教育活動について、次のような方針で臨もうと考えている。

(1) 従来のクリニック授業

法務研の新カリキュラムにおいては、従来のクリニック授業は、3年秋学期の配当となる。従って、従来とは異なり、受講生の多くは、科目選択時には、司法試験受験後でその発表待ちという状況ということになる。合格者は、法務研修了後直ちに司法修習となりますので、そのことを意識して、2023年度以降には今まで以上に高度なクリニック授業を提供すべく検討しているところである。

また、司法試験が7月中旬に実施されることを踏まえ、8月中に春学期科目として集中講義形式でのクリニックを実施できないかと検討しているところである。また、これまでも実質的に集中講義方式で展開してきた刑事クリニックは、8月に行うことを計画している。なお、これらの構想は、現在、実現に向けて法務研執行部の先生方と協議中であることを申し添えておきたい(夏季集中クリニックは、本年度より、多くの学生の参加のもと実施された。)

(2) 法務研1年(未修者)向け「クリニック基礎」科目の設置とその実施

法務研のカリキュラムによれば、2年生は、必修科目および司法試験選択科目を履修しなくてはならない。そこで、未修者の

1年生において、法務研の実務科目の重要な柱であるクリニック授業を3年生で選択してもらえるようにクリニック授業の重要性を実感できる科目として、昨年度の新カリキュラムから「クリニック基礎」という新科目が設置された。この科目は、新カリキュラムにおいて今後のクリニック教育を新たに展開するために当事務所が構想し、法務研のカリキュラム委員会での検討を経て、委員の先生方の助言を得て出発した新科目である。その内容としては、3年生における本格的なクリニック授業への導入として、具体的な紛争が法的にはいかなる位置付けで、紛争として処理できるかを様々な事例を通して学修し、将来の実務法曹の具体的な姿を擬似体験することを通じて、司法試験に向けた勉強に対するモチベーションを高めるための工夫をしている。

幸いにも1年生の3-4割が選択してくれる状況が続いており、未修者のニーズに適応した科目となっている。もっとも、その内容については、試行錯誤の段階にあり、1年生にどのような範囲でのクリニック授業を行うのが適切かについては、法務研執行部およびカリキュラム委員会と今後も十分協議を重ね、充実した内容へと発展させるべく努力を続けている段階である。

(3) 法学部教育に対する本事務所の今後の貢献

本事務所は、これまでも法学部主催の法曹教育プログラムに早稲田リーガルコモンズ事務所とともに積極的に協力してきた。現在、法学部の新生において、法曹に進むことを強く希望する学生は2割程度と言われている。このなかで、法学部卒業後の

進路として法曹の占める位置を引き上げ、優秀な法学部学生が法務研に進学するためには、単に現在のカリキュラム上のいわゆる3プラス2制度があるというだけでは十分ではなく、法曹の素晴らしさを今の学生の心に響くように伝える教育が不可欠と考える。この課題を実現するために、現在は、1年生の必修科目である導入演習において、積極的に法曹の現状と実際にそこにどのような将来が待っているのか、また、そのためにどのような準備が必要かを伝えるようにしている。当事務所としては、この経験を基礎として、法学部執行部とも協議を重ね、法学部において学生に魅力ある、とくに、入学の時点では法曹を積極的に目指していない層が法曹をめざすようになるために必要な科目を構想しているところである。

(4) 付属・系属属高校への働きかけ

早稲田大学には、付属高校として高等学院、本庄高等学院があるほか、学校法人をことにする系属高として、100%早稲田大

学に進学可能な早稲田実業などの系属高が5校ある。これらの高校においては、文系学部では政経学部の人気を抜いている状況にある。かつては、とくに高等学院からは法学部人気が高く、実際、多くの法曹を生み出してきた実績がある。これらの高校生にもう一度法学部に目を向けさせ、保護者も含め、将来法曹という選択肢があることを伝えることが重要と考えている。とくに法曹の女性比率を高めるためにもこれらの高校のうち共学校への働きかけが重要であろう。

当事務所としては、これまでの実績を踏まえて、高校生への働きかけを法学部執行部と協力しながら、より一層展開していきたい。

4. むすび

当事務所としましては、今回の実務教育をめぐる環境変化について、「災い転じて福となる」状況を生み出すべく、今後も一層の努力を重ねていきたい。

アカデミックアドバイザー制度として定着した。

ロースクール1期生が実務に就いて4年経った2012年のことだった。当時、実力はあっても、社会人出身で年齢が高い、女性であるなどの理由で就職先が限られることが問題となっていた。そうした中で、ロースクールで民事訴訟法を教えていた遠藤賢治教授（元裁判官）が、修了生主体で多様な人材を受け入れることができる法律事務所を立ち上げられないかと考え、当時法務研究科の執行部を構成していた石田眞教授、古谷修一教授を通じて筆者に相談を持ちかけた。

遠藤教授にはそのような志と法曹としての豊富な経験があるものの、弁護士としての実務を担う時間はない。一方で筆者ら若手の修了生には豊富な時間と活力はあるが、法曹界でのレピュテーションや人脈は不足している。この両者が結合した上で、現役のロースクール生を定期的に受け入れ、一緒に事件を処理することを通じて臨床法学教育の実を上げていくことはできないか、そのような話がたちどころに整った。教育などの貢献に対してロースクールから支払われる一定の対価は事務所財政にも寄与するだろう。意気投合した私たちは、このような枠組みを作ることとなった。

この取り組みは早稲田リーガルコモンズプロジェクトと名付けられ、日経新聞で大きな記事になった。設立パーティには早稲田大学総長や弁護士会の会長、最高裁判事なども駆けつけ盛り上がりを見せた。

当時の新聞記事を見ると。当時の法務研究科長だった石田眞先生が、「早稲田大学法務研究科はOB・OGの若手弁護士らが設

立する弁護士事務所と連携して法曹養成を進める新しい教育プロジェクト『早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト』を4月から始める」と述べている。

これは事務所設立後に知ったことだが、アメリカ西海岸の名門大学、カリフォルニア大学バークレー校（UCB）のロースクールには、実は当事務所と同じように、卒業生が中心になって設立された法律事務所であるEast Bay Community Law Center (EBCLC) が存在する。卒業生が自主的に立ち上げた法律事務所であるにもかかわらず、UCBと複数年契約を結び、多くの学生を受け入れて臨床法学教育の成果を上げている。リーガルコモンズではご縁を得て、これまで2名のメンバーをEBCLCでの研修に送りその知見を学ぶことに努めている。海を隔てて、お互いに何の連絡もない中で、同じように、ロースクールを中心としたコミュニティ形成を考え、実践した先達がいたことを知ったことは、リーガルコモンズにとっても大きく励まされる出来事であった。

さて、そのような鳴り物入りで誕生したリーガルコモンズでは、どのような臨床法学教育に取り組んでいるのだろうか。その具体的な成果についてご報告したい。

第一に、「コモンズエクスターン」というプログラムを実施している。当初このプログラムは、弁護士1名に対して学生数名がついて、数ヶ月間にわたって生の事件と一緒に実際に取り組みながら、法律相談にはじまって訴状や答弁書、準備書面の起案や尋問事項案の作成を一緒に行い、法廷や交渉の現場にもできるだけ同行して実際にその事件が解決していく過程を体験するものとして開始した。これは、筆者ら初期の

早稲田ロースクールの学生が、当時のクリニック教育で体験してきたことと非常に似通ったものだった。

学生が主体になって調べて起案した準抗告が認容されて被疑者の身柄が解放されたり、債権者との交渉で債務の免除を受けて暮らしを再建する過程を一緒に体験したりと、事件処理を通じて実務そのものをダイレクトに学ぶことができるため、学生のモチベーション向上にも大きく寄与するものだった。

一方で、学生の熱が入るあまり、プログラムにかなりの長時間を費やしてしまって、他の科目の勉強や受験勉強の方が疎かになってしまう例なども出始め、また、正式な単位認定科目としては設置していなかったため、学習計画の中に組み込みにくいなども課題も認識され始めた。

そうした中、正式な単位認定科目として再構成し、また、シミュレーション主体のプログラム内容に組み替えてはどうかという話になった。当事務所が新人弁護士向けに行なっている内部研修をベースに、ロースクール生でも無理なく挑戦できるように水準を調整したものを採用することとなった。2022年に実施したプログラムの内容では、5日間にわたって、15コマの実践的な内容のシミュレーションが詰め込まれている。法律相談や接見に始まり、担当弁護士が実際に取り組む個別法分野の具体的な事件の話などにも触れる内容となっている。

たとえば民事証人尋問の講座では、実際の事件記録をもとに、尋問対象を選び、尋問事項案を検討してもらった上で、担当弁護士を証人に見立てて、実際に証人尋問の

シミュレーションを行なう。ここでは意見と評価を峻別すべしという、法律家であれば誰もが頷くような非常に重要なポイントについて、実践の中で学べるように工夫されている。

このシミュレーション形式を大幅に取り入れた新しいコモンズプログラムは好評を博した。限られた時間の中で成果を上げるという観点から有意義なプログラムになったが、以前のように生の事件を通じて共に学ぶ時間を過ごしたい、という思いは筆者らの中に強く残った。

そこで「ケースプログラム」という名称で、あくまで単位外の任意参加という位置付けではあるが、特に熱心な学生に向けて、実際の生の事件を用いた臨床法学教育の機会を提供することになった。

これを、司法試験受験後の比較的余裕のある時期の修了生に向けて提供するコンテンツとして整備したものが「コモンズサマークラーク」である。大手事務所などが実施しているサマークラークと同様に、実際に事務所に来てもらって、所内で執務しながら、具体的な事件の解決と一緒に取り組む内容となっている。「コモンズサマークラーク」に関しては早稲田ロースクール以外の学生も選考対象とし、お互いに切磋琢磨する中で、より得るものの多いプログラムになるよう工夫を凝らしている。

「コモンズエクスターン」と「サマークラーク」およびその前身の「ケースプログラム」全体で、これまでにのべ325名の学生を受け入れてきた。

これらに加えて、ロースクールの未修者支援ということで、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックと共同で、「法実務

	プログラム名	年度		受け入れ人数
法務研	コモンズエクスターン	2013		45
		2014		30
		2015		24
		2016		27
		2017	夏季	15
		2017	春季	10
		2018	春季	11
		2019	春季	10
		2020		16
		2021	春季	10
	ケースプログラム	2017		14
		2018	夏（在校生）	17
		2018	夏（修了生）	6
	コモンズサマークラーク	2019		19
		2020		22
	2021		14	
法学部	インターンシップ	2020		9
		2021		20
	法実務入門解説ゼミ	2021		6
			合計	325

入門」という、これもシミュレーション形式の実務教育に関与している。

これらが、ロースクール在学学生および修了生に対するリーガルコモンズのプログラム提供であるが、その設立の経緯から、司法試験に合格したのちの新人弁護士を受け入れて、その走り出しを支援するということにも取り組んでいる。

これを育成弁護士制度と呼んでいる。過去に29名を受け入れ、そのうち18人が巣立っていった。巣立った弁護士は、東京のほか、山口、徳島、京都、静岡、神奈川、千葉などでそれぞれ自分の事務所を運営するなどして活躍したり、インハウスとして企業の中に入り、活躍しているメンバーも複数存在する。

いま、ロースクールを大波が襲っている。それは「3+2」という制度改正に加えて導入される在学中受験がもたらす教育期間の短縮化の波である。既修コースで入学した学生は、たった1年後には司法試験を在学中受験することとなり、そのタイトなスケジュールの中で、臨床法学教育の時間が奪われかねないという懸念がある。

そうした中、当事務所では、3年前から、早稲田大学法学部に対するコンテンツ提供も行ないはじめている。これは法学部の側から、より早い段階での実務教育の提供を考えられないかと相談を受け、共同して開発したものである。

2021年度は37名の応募者の中から20名に参加してもらい、刑事と民事・公益の二

分野について取り組んだ。刑事は映画の「それでもボクはやっていない」を鑑賞しながら、実際に法曹の立場に立った模擬裁判に取り組むというものであった。学生たちは被告人役からヒアリングを行なった上で弁護団会議を行い、被害者への反対尋問や弁論にも取り組んだ。こうしたプログラムへの参加を通じて、法曹の道に進むことを決めたと言ってくれた参加者が何人もいたことは、筆者らにとってもとても嬉しいことであった。

法学部生の場合、ロースクール生と異なって、専門的に法律知識を学ぶ時間は限られているが、だからといって臨床法学教育に不相当ということにはならない。むしろ、法律脳に変わりきらない頭の柔らかいうちに、体験を通じて法曹の仕事を肌で感じることは、進路選択やモチベーション向上の観点からも大きな意味があると考えている。

実際、評価アンケートにも非常に熱心に回答を寄せてくれており、毎年少しずつ規模を拡大しながら、今後もコンテンツとして充実させていければと考えている。

法科大学院教育がスタートしたときに、

司法試験のような点での選抜ではなく、スクール形式の線での教育への転換が謳われた。いま、「3+2」と在学中受験の流れの中で求められているのは、ロースクール単体を見て臨床法学教育をとらえるのではなく、その前の学部段階、場合によっては高校での法教育などのさらに遡ったところから臨床的な法学の学びの機会を提供し始める、「線での臨床法学教育」を再構築することではないだろうか。また、更に進んで、修了後に実務家となってからは臨床法学教育を提供する側に回って共に学び続ける、そのような広い意味でのラーニングコミュニティの形成が求められているのではないだろうか。ただ大学組織のみで教育の全てを担おうとするのではなく、大学の周辺にそのようなラーニングコミュニティを形成することができるかどうか、法科大学院という制度が文化として定着していかどうかを考える上での大きなポイントになっていくのではないかと筆者は考えている。

リーガルコモンズでの実践を通じて、ラーニングコミュニティを形成していく活動を続けていきたい。

Ⅷ ロースクールと社会貢献

早稲田大学大学院法務研究科教授
須網 隆夫

1. はじめに

本稿は、法曹養成機関が、なぜ社会貢献活動に積極的に関与しなければならないのかを明らかにし、その文脈に、臨床法学教育の意義を位置付ける。そして、早稲田大学法科大学院における実践例である、震災復興支援クリニックの活動につき、その可能性をどの程度実現できたかを検証する。

2. 法曹養成と臨床法学教育

(1) 弁護士の社会貢献

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の教育理念として、「社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、(中略) 実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」と述べている。

意見書は、「法科大学院生による社会貢献」になぜ言及したのだろうか。それは、法曹、特に弁護士の在り方と係わる。弁護士は、収益と結び付かない、公益活動への参加を通じて、社会に貢献することを求められる仕事である。そのことは、多くの法規範が明示している。すなわち、弁護士法1条、日弁連会則10条及び弁護士職務基本規程1条は、弁護士の使命が、「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」にあるこ

とを明らかにしている。弁護士は、公益性を中核的価値として共有する「プロフェッション」であり、弁護士は、その使命達成のために、「人権擁護活動、立法や制度の運用改善に関与する活動」を展開し、公益活動に参加しなければならない(基本規程8条)。公益活動義務は、日本に特有ではなく、弁護士の普遍的義務であることは、世界で広く認められている。

(2) 社会貢献活動と法曹養成教育

さて、公益活動が弁護士の本質に係る以上、それは、法曹養成教育にも影響する。法曹養成教育は、公益活動に積極的に参加する弁護士を養成する必要があるからである。そのような、公益活動と法曹養成教育の関係は、アメリカでは明確に認識されている。

アメリカ法曹協会のマクレイト・レポートは、法曹養成教育が目標とすべき技能と価値観につき、正義、公平のために努力することを挙げた上で(価値観2)、その内容として、「資力のない者への法的サービスの提供」(価値観2.2)と「正義を実現する法と法制度の改善への貢献」(価値観2.3)を指摘する。この価値観2の注釈は、全弁護士にプロボノ活動の義務があることを強調し、アメリカ法曹協会のロースクール認証基準も、学生の公益活動参加の機会の保障を規定している。日本でも、日弁連法務

研究財団の法科大学院評価基準は、法曹に必要な能力を「法曹に必要なマインド・スキルの養成」にまとめ、「マインド」の冒頭に「法曹としての使命・責任の自覚」を掲げている。法曹養成機関は、学生に弁護士としての価値観も教育しなければならないのである。

(3) 弁護士の価値観・技能の教育方法

それでは、価値観は如何に教育可能であるのだろうか。アメリカ・ロースクールの経験を見ても、価値観を教室で教えることはかなり難しい。それゆえ審議会意見書は、法科大学院生の社会貢献への参加を明示したと思われる。社会貢献への参加は、クリニック教育によって、もっとも良く提供される。そうであるから今日、南北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニアと、洋の東西、先進国か途上国かを問わず、広くクリニック教育が普及しているのである。社会的不正義のゆえに困難を強いられている依頼者に対面することにより、学生は、抽象的な社会正義から離れて、弁護士の守るべき価値の意味を理解し、法の役割と社会正義のために働くとはいかなることかを考えることができる。日本の弁護士は、弁護士法1条の「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」を重視し、強制加入団体としては珍しく広範な人権擁護活動を展開してきた。しかし彼らは、その理念が、どのように教育されるかについては関心を払ってこなかった。クリニック教育は、この空白を埋めるものである。

(4) 社会正義とリーガル・クリニック

クリニックは法曹養成教育の一部である

が、他方で、社会正義の実現自体を任務としている。日本では、教育の側面のみが注目されるが、クリニック教育と公益的弁護士活動は切り離せない。社会正義の実現として、最初に意識されたのは、弁護士の助力を得る資力のない貧困層への法律サービスの提供であり、クリニック教育は、「司法アクセスの改善」と「学生の教育」という二つの目的を同時に達成しようとする。法務研究科での民事・刑事・労働・外国人等の各クリニックで、依頼者に、無料で法律サービスが提供されているのは、この趣旨を具体化したものである。この種の「法律扶助クリニック (legal aid clinic)」は、クリニック教育の原点であるが、クリニックは、それに尽きるものではない。その後、社会的不正義に対処する任務を負った、様々な新しいクリニックが各国で開発されて、それらは、不正義や不平等を救済するという専門職の価値を教育することをより明確に意識している。

3. 東日本大震災と法科大学院

—東日本大震災復興支援法務プロジェクトと震災復興支援クリニック—

(1) 東日本大震災復興支援法務プロジェクトの誕生

2011年3月11日の東日本大震災発生後、早稲田大学本部は、全教員に震災復興支援のための研究プロジェクトを立ち上げるよう呼びかけ、法務研究科の教員を中心とする、法学学術院の教員有志は、元教員・卒業生らとともに、直ちに「早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト」(代表・浦川道太郎教授)を立ち上げた。そし

て法務プロジェクトは、2012年3月より、福島第一原子力発電所事故により全町避難を余儀なくされた、福島県浜通りの浪江町役場への支援を開始した。法律扶助クリニックの一種に、特定のコミュニティ（地理的に限定された地域又は特定の間人集団）の法的需要に焦点を当てる、地域コミュニティ・クリニックがあるが、浪江町を対象にした時点で、法務プロジェクトは、この種のクリニックを準備し始めたと言える。

浪江町役場と法務プロジェクトの協力関係は軌道に乗り、2016年頃まで、主に二本松市の仮庁舎で頻繁に会合していた。支援の中心は、第一に、原発事故被害に対する町民の損害賠償の支援であり、町民1万5000人以上を代理して、町が行った、原子力紛争解決センターへの賠償増額の申立てを支援した。町役場が町民の代理人となって、申立を行うというスキーム自体、法務プロジェクトが町に提供したアイデアである。第二は、町自体が被った損害賠償の支援であり、主に行政法の教員が、町の請求の根拠を理論面から支え、2021年には、賠償額の大幅増額による和解と言う成果を獲得した。

（2）震災復興支援クリニックの活動

当初から、法科大学院生は、法務プロジェクトの活動に適宜参加していたが¹、2016年度より、「震災復興支援クリニック」として、一部の教員と学生の自主的活動を継続している。クリニックは、前述の教員による法務プロジェクトの活動を基礎に、そ

れと連携している。

現在の復興支援クリニックは、通年のプログラムである。3月の春休みに行われる、新入生対象の入学前の公認サークルの説明会で、新入生は、初めて「震災復興支援クリニック」の名前を聞く。4月になると、新入生を主対象に説明会を開催する。ここでは、2011年の設立以来の法務プロジェクトの原発事故被災地における活動、さらに2016年以來の復興支援クリニックの活動を説明する。説明会開催後、参加する学生が決まると、日程調整の上、5月の連休明けに打ち合わせの会合を行う。ここでは、前年度から参加している2～3年生と新たに参加した1～2年生は、自己紹介とクリニック参加の問題関心を交換し合い、その上で、前期の活動内容を相談する。新型コロナウイルスの感染拡大による移動制限のために、福島現地を訪れることが困難になった2020年以前の活動の中心は、夏休みに実施する、現地での聞き取り調査であった。そのため、前期は、クラスワークで現地調査を準備し、教員からの概括的説明に続き、原発事故被害者・支援者、自治体議員・職員、弁護士、研究者などから、原発事故後の被災地・被害者の状況、復興の課題について学習する。その後、夏休みの福島での現地調査（2泊3日程度）では、学生の希望に従って、帰還した住民を始め、住民を支援するNPO職員、自治体職員、教員など、様々な人から聞き取りを行い、彼らが抱える課題を抽出する。例えば、教員、学生等合計32名が参加した、2019年の調査では、原発事故により避難を余儀なくさ

1 津金貴康「臨床法学教育を体験して—浪江町支援の取組を通して」法曹養成と臨床教育第6号（2013年）182-184頁。

れた、各自治体（広野町、川内村、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市）に加え、浪江町を中心に、避難指示解除後に帰還し、生活・事業を営んでいる町民・事業者、小中学校等の教員、復興を支援するNPO、医療機関等を訪問し、相当時間の聞き取りを行った。後期は、現地調査の結果を消化する時期であり、調査結果を整理して、解決されるべき課題の抽出、必要な追加の調査・議論を行う。その後、年末から翌年の春休みにかけて、調査報告書を完成させ、調査に協力して下さった方々を始め、マスコミを含む関係各方面に報告書を終了して一年の活動を終了する。2016年度から2021年度までの6年間に参加した学生総数は80名以上に及び、その多くは法曹として既に第一線で活躍しており、何人かの弁護士は、福島県で登録している。

復興支援クリニックの活動は、これまで度々報道されてきた。例えば、2019年9月の現地調査には、朝日新聞の記者が同行し、「未来の法律家、浪江を訪ねて、早大法科大学院学生が聞き取り調査」と題する記事を配信した。どのような教育を受けた法曹を国民が期待しているかを示しているだろう。

（3）復興支援クリニックの教育効果

復興支援クリニックは、「法曹に必要なマインド・スキルの養成」に照らした場合、他の科目では得られない利点がある。

第一は、「2つのマインド」の一つとしての「法曹としての使命・責任の自覚」についてである。生身の人間を相手にする法曹は、法律家である前に、人間として関係者に向き合い、特に弁護士は、依頼者に共

感し、彼らの悩みを共有しなければならない。復興支援クリニックの聞き取り調査は、このような機会を学生に提供する。第二は、「法律専門職能力—7つのスキル」、特に「（1）問題解決能力」、「（3）事実調査・事実認定能力」、「（5）創造的・批判的検討能力」、「（7）コミュニケーション能力」の養成である。これらの諸能力は、実定法教育の対象外であるか、少なくとも主たる対象とはされておらず、クリニックに意味がある。第三は、法曹になることの意味を考えさせることである。クリニックに参加したある学生の言葉を引用する。「私は、司法試験に合格しなければという思いから、勉強についてばかり考えている時期があったのですが、ふとした時に自分は何のために勉強をしているのだらうと思うことがありました。そうした時に、福島に行って町民の話を聞く中で、この人たちを守るために法律を学んでいるんだ、法律は現実には起きている問題を解決するための手段なんだと言うことに気づいたのです。」「司法試験に合格するだけのために俺は勉強しているのか? と悩むことも多かったのですが、自分がやっていることの意味が見えた気がしました。俺がいないと困る人がいるんだなど（笑）。」。

法科大学院が司法試験中心に再編成されている中で、正規科目でない復興支援クリニックは、甚だ不十分ではありながら、法務研究科の他のクリニック科目と同様、臨床法学教育の一翼を事実上担っている。

4. 最後に

東日本大震災直後の2011年4月に来日された、キャロル・スズキ（ニューメキシ

コ大学ロースクール教授) は、ハリケーン・カトリーナによる地域コミュニティの被害に対する、全米のロースクール・クリニックによる取組を紹介され、日本のクリニックによる震災復興への取り組みを激励された。しかし、復興支援に取り組んだ法科大学院は極めて少ない。日本の法科大学院は、この点、深く反省すべきである。

学生に社会貢献活動に参加する機会を与えるためには、法科大学院自体が、社会貢献活動に関与する必要がある。法務プロジェクト・震災復興支援クリニックの10年間の経験は、甚だ不十分ではあるが、それが日本でも可能であることを示している。

Ⅸ 社会が求める法律家—弁護士の職域拡大

日本組織内弁護士協会前理事長/ダイバー シティ研究会座長
マクニカホールディングス株式会社 執行役員ジェネラル・カウンセラー
弁護士 榊原 美紀

1. 自己紹介

簡単に自己紹介させていただく。私は約25年前に弁護士登録し、企業法務の法律事務所に就職した。当時は、女性で企業法務の法律事務所に就職するのは、非常にたいへんであった。なんとか英語ができたこともあり、日本の企業法務の法律事務所に入り、アメリカのロースクール留学、外資系の法律事務所を経て、2003年からインハウスロイヤーとなった。女性はインハウスロイヤーの世界では、ジェンダーギャップをほとんど感じないという利点があること、さらに、コーポレートガバナンス・コードなどの外部環境の影響もあって、非常にニーズが高いことを付言しておく。

2. 組織内弁護士の需要・数の増加と職域拡大

20年前の日本のインハウスロイヤーの数は、おそらく100人前後であった。それが現在は3,000人に近づいている。20年で約30倍近い増加となっている。

これは、強い潜在的な需要があったことを示しているが、現在もそれが続いており、益々需要に対して供給が追いついていない状態がずっと続いている。司法試験合格者の減少もあって特に「企業法務のマーケット」はずっと売り手市場なのである。

新卒・中途の弁護士を採用したいという企業は、単に数の増加だけに留まらない。職域の拡大もみられる。以前は、「弁護士」というだけで、当然に「法務部門」に就職するのが一般的でしたが、最近では、法務部以外にも多く所属している。例えば、「知財部門」、「経営企画」、「内部統制」、「内部監査」、「コンプライアンス部門」などは、昨今の日本企業の不祥事も相まってニーズが増加している。例えば、セクハラ・パワハラなどの研修がある。最近では、個人情報保護などのデータ保護法、LGBTQなどの人権、SDGsに関するものなど、意外に思われるのではないかと思うが、憲法まで活かすことができるといえる。これらの業務によって、法の支配を企業や組織に浸透させていく、たいへんやりがいのある仕事である。不正調査や懲戒処分に関わる仕事は、刑事訴訟法の勉強が活きてくる領域である。事実認定と証拠による認定などは、弁護士という「プロ」ならではのスキルが活かせることが、企業に入ってみて実感できる。

3. ロースクールで受けた教育が組織内弁護士の職務で広く活用されること

私自身についていえば、リーガルの責任者だけでなく、今やリスクマネジメント・

コンプライアンスも当然のことながら、ダイバーシティー&インクルージョンといった、以前なら人事部門が担当していた業務の責任者までやっており、これも憲法や法曹倫理などの教育が活きている例といえる。

従って、ロースクールで学んだことは、司法試験科目のような基本法はもちろんのこと、法曹倫理や選択科目なども含め、インハウスロイヤーの仕事においてはすぐに役立つものばかりである。社会に出て、しかも法律事務所や裁判所のような典型的な法曹の就職先ではない場所でも非常に強く求められている。企業だけではなく、中央省庁、地方自治体、においても採用できないで困っているとよく聞かし、さらには、NPO、研究機関、大学、病院、スポーツの団体、例えば、相撲協会まで弁護士を採用していたようである。霞が関では、法律を作って、内閣法制局の審査に苦勞したり、大学では、企業との共同研究開発を行う部門で、ライセンス契約や知的財産業務を担当している弁護士もいる。ここで全てを上げることはできないが、今や、どんな領域にもニーズがあると思える。スポーツの世界などは、不祥事も多く、コンプライアンスなどの強化が必要なので、これから弁護士採用が増加するのではないだろうか。

4. アメリカと日本における弁護士のキャリア選択

アメリカでは、以前から多くのキャリアの選択肢があり、あっちに行ったり、こっちに戻ったりと、弁護士資格を「通行切符」のようにしてキャリアをまたにかけることを「revolving door」と呼んでいました。

日本もいつかそうなる日が来るのだろう、と2000年代前半に予測はしていましたが、想像以上の速さでリーガルマーケットは発展している。以前は、いったんインハウスロイヤーになると、それは片道切符で、法律事務所には戻れないと言われたものである。しかし、最近は、いったんインハウスロイヤーになっても、法律事務所に戻る人もよく見かけるようになった。また、任期付公務員になったり、しばらくしてビジネスに近いところが良いと思えば、企業に戻ったり、と縦横無尽に転職する人を見かける。企業についても、以前は大都市に本社をおく大企業が多かったが、最近は、地方の企業、また、スタートアップやベンチャーなど自身で創業メンバーになってビジネスを行う弁護士も出てきている。アメリカでは、大統領や企業のCEOが弁護士資格を有することが多いことに鑑みれば、別に不思議なことではないといえよう。また、副業をしている弁護士も増えつつある。

5. 弁護士のキャリア選択に関する変化

私の場合には、上場企業の執行側と社外取締役として監督側を同時に経験できている点に特徴がある。他の方も、インハウスロイヤーをしながら、法律事務所にも籍をおいて個人事件を受けるなど、キャリアのバリエーションはどんどん広がり、無限の可能性があるキャリアであるといえる。

重要なことは、これからは、複数のキャリアを経験することになる人が多いということである。私自身も、はじめはお試しのつもりであったが、企業のインハウスの方が面白くて肌に合うと思い、どこかの地点

から、法律事務所に戻らないと思うようになりました。複数のキャリアを経験することを想定した教育を意識することが益々求められるだろう。

今や、私も含めて私の周りの法務部門のトップたちは、「弁護士が採用できない」と嘆いており、争奪戦となっている。私が2022年の3月まで理事長を務めていた日本組織内弁護士協会においても、「キャリア形成」や「キャリアパス」をうたったセミナーはどれも大人気で、すぐに数百名が申し込んで席が埋まるほどである。したがって、インハウスにいったんなった以降も、次のキャリアをどうしよう、中長期で自分のキャリアをどのように組み立てていこう、と考え続けるのは、今の弁護士にとっては当たり前になりました。以前なら、裁判官、弁護士、検察官の三択で、一旦決めたキャリアが一本道のように続いたのが、今は、10個以上選択肢があり、それらがリボルビングドアのように動く時代になりました。企業側においても、「一括新卒採用」、「年功序列」、「終身雇用」が崩壊し、キャリア形成は日本全体として変化している。

6. ロースクールの学生から見た組織内弁護士に対するイメージ

ところで、私自身が時々ロースクールで、「企業内法務」の授業を行う機会がある。授業後のアンケートで、多くの学生が必ず書くベスト2を紹介したいと思う。ランキング1位が、自分たちが今勉強していることがこんな風に実務で活かせることがわかって嬉しい、意外、というものである。特に、企業の中での仕事がイメージしにくいためか、それらを聞いて、一度はインハ

ウスロイヤーをやってみたくなったとか、就職先をインハウスロイヤーに変えようと思った、とまで書かれていることがあって驚く。ランキング2位は、同じインハウスロイヤーといっても、企業やポジションによってかなり仕事が異なる点に驚いたというコメントである。ロースクールの「企業内法務」の講師のセレクションをお手伝いしているが、その際に気を付けているのは、男女比、年齢、肩書、業種などのバリエーションである。法律事務所の場合だと、パートナーかアソシエイトかで、仕事自体は大きくは変わるものではない。他方、企業の場合、私のようなリーガル部門のトップの仕事と、部長、課長、平社員の仕事は、それぞれ随分異なる。例えば、最近「人材育成」の仕事が楽しいと感じているが、法曹養成に少し似ているかも知れない。業種によっても随分異なるため、どの業界にいくかという点も重要である。金融業界、製薬業界、商社、メーカー、ITなど異なる特徴があるし、日本企業にいくか、外資系にいくかでも、相当の違いが生じる。

7. 多様な選択肢が存在することの意義

私自身は、最初に日本企業のインハウスとなり、その後、外資系を経て、日本企業に戻った。グローバルな日本企業にいと、海外子会社に対するガバナンスの仕事がある。これは外資系には存在しない仕事である。これがたいへん面白いため、日本企業に戻ってきたわけであるが、これも、法律事務所も見て、日本企業も外資系企業も経験したからこそ、その面白みに気付いたわけである。したがって、比較の物差しを持

つことは重要であるといえる。

8. ロースクール教育に求められること

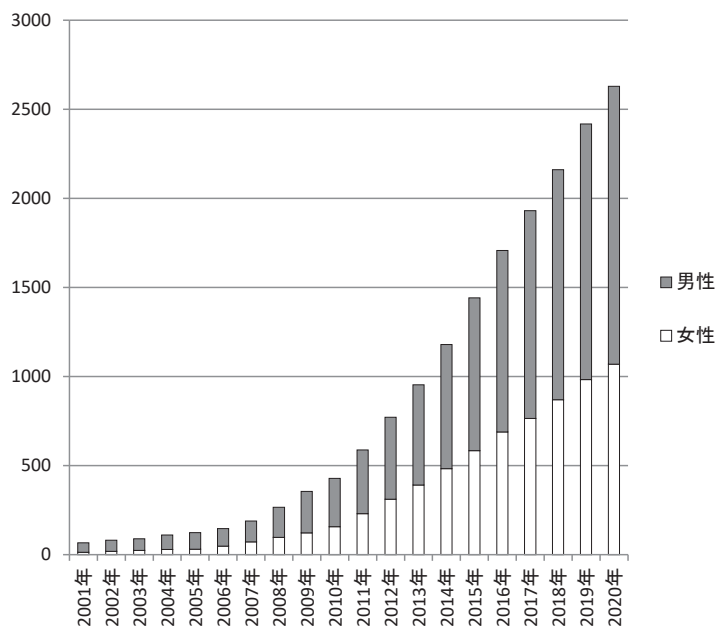
今は、間違いなくたくさんの出口が用意され、学生も「選択できる」時代になりました。教育する側も、将来いろいろな道を選ぶことが当然となった学生を教えなければならぬという意味では、ロースクールで提供すべき教育も多様化していくのだろうし、ロースクールの教員の多様化もより進化するのではないだろうか。アメリカのロースクールに留学時代、たいへん多くの著名な実務家教員がゲスト講師をしていたのを見て、学生時代からそのような有名な弁護士にアクセスし、直接教育を受けることができることを羨ましく思ったものである。日本も20年前のアメリカのロースクールに似てきているのではないだろうか。し

かも、卒業して司法試験に受ければ、売り手市場のマーケットが待っているのです。このような状況で志願者が少ないことが不思議に思える。このことは、今の高校生や法学部生、その親たちには知られていないのではないかと残念に感じる。

9. 最後に

経営法友会の調査結果を見ても、この需要は数の増加、職域の拡大、いずれについても、しばらく継続しているようであるし、コーポレートガバナンス・コードが厳しくなる昨今、今後もこのトレンドは加速するのではないかと考える。したがって、社会は、今まで以上に、法律家を求めており、弁護士/インハウスロイヤーは、多くの選択肢を有するキャリアであり、無限の可能性を有した明るい未来を感じる。

企業内弁護士の男女別人数グラフ（2001年～2020年）



企業内弁護士の男女別人数（2001年～2020年）

	女性		男性		合計
2001年 9月	13	19.7%	53	80.3%	66
2002年 5月	18	22.5%	62	77.5%	80
2003年 3月	23	25.8%	66	74.2%	89
2004年 3月	29	26.4%	81	73.6%	110
2005年 5月	30	24.4%	93	75.6%	123
2006年 6月	47	32.2%	99	67.8%	146
2007年 6月	71	37.8%	117	62.2%	188
2008年 6月	97	36.5%	169	63.5%	266
2009年 6月	122	34.5%	232	65.5%	354
2010年 6月	157	36.7%	271	63.3%	428
2011年 6月	229	39.0%	358	61.0%	587
2012年 6月	311	40.3%	460	59.7%	771
2013年 6月	390	40.9%	563	59.1%	953
2014年 6月	482	40.9%	697	59.1%	1,179
2015年 6月	583	40.4%	859	59.6%	1,442
2016年 6月	689	40.4%	1,018	59.6%	1,707
2017年 6月	764	39.6%	1,167	60.4%	1,931
2018年 6月	869	40.3%	1,290	59.7%	2,159
2019年 6月	982	40.6%	1,436	59.4%	2,418
2020年 6月	1,068	40.7%	1,560	59.3%	2,629

インハウスの場合
女性比率は4割

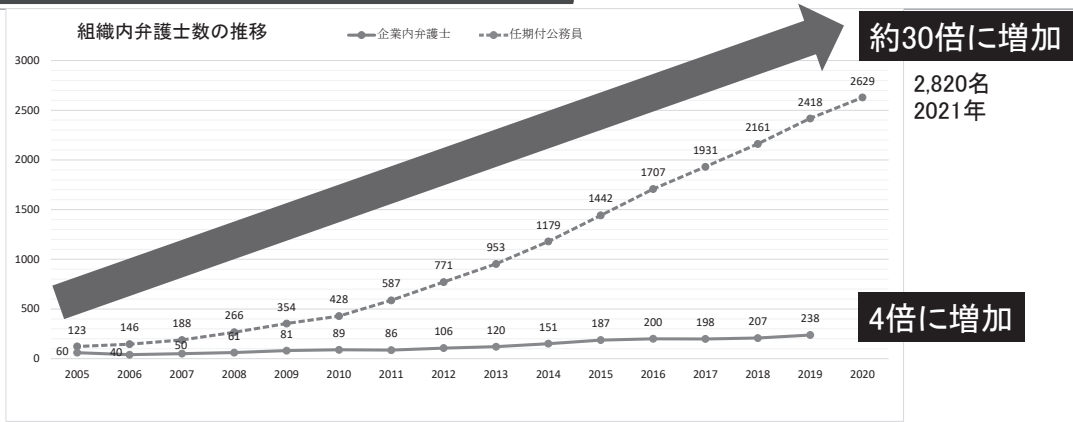
全国の弁護士数
約42,000人
女性は約8,000人
女性比率は2割

※2020年6月に弁護士登録されている全弁護士42,135名のうち、
女性弁護士は7,790名（19.1%）

日本組織内弁護士協会調べ（2020年9月）



組織内弁護士数の推移と活動の多様化 (2001年~2021年)



- 調査年月は、2005年5月、2006年12月、2007年~2020年は6月現在の数値。
- 企業内弁護士数は、日本組織内弁護士協会調べ(2020年9月)。
- 任期付公務員数は、日弁連調べ(弁護士白書2019年版150頁)。
- 上記表に反映されない、任期付公務員以外の行政機関の組織内弁護士として、形式上は非常勤であるが、実質的には常勤で勤務する者(常勤的非常勤職員)が、200数十名存在する(例:各省庁の政策調査員等)。



問3 あなたは過去に法律事務所で弁護士としての執務経験がありますか。

選択肢	人数	割合
ある	244	62%
ない	152	38%

問4 あなたの勤務先の業種を教えてください。

選択肢	人数	割合
メーカー(家電、自動車、化学、医薬品、機械等)	154	39%
金融(銀行、証券、保険等)	60	15%
IT(情報通信、ネットサービス等)	56	14%
その他	126	32%

様々な業種

問5 あなたの勤務先でのポジションを教えてください。

選択肢	人数	割合
一般従業員(法務・知財・コンプライアンス部門)	192	48%
一般従業員(法務・知財・コンプライアンス部門以外)	16	4%
管理職(法務・知財・コンプライアンス部門)	142	36%
管理職(法務・知財・コンプライアンス部門以外)	15	4%
役員・ジェネラルカウンセラー	31	8%

様々な部門

問5 あなたの勤務先でのポジションを教えてください。

選択肢	人数・割合			増減		
	2019年	2020年	2021年			
一般従業員	194	145	52.5%	208	52.5%	0.0%
管理職	126	114	41.3%	157	39.6%	-1.7%
役員・ジェネラルカウンセラー	18	17	6.2%	31	7.8%	1.7%

経営職も微増

問9 あなたの会社では、個人事件の受任は認められていますか。

選択肢	人数	割合
認められている(実際に受任したことがある)	43	11%
認められている(実際に受任したことはない)	94	24%
認められていない	259	65%

問10 あなたの会社では、副業/兼業は認められていますか。

選択肢	人数	割合
認められている(実際に副業/兼業している)	71	18%
認められている(副業/兼業はしていない)	122	31%
認められていない	203	51%

副業OK!

問11 あなたの業務において外国語を用いる業務はどの程度の割合を占めていますか。

選択肢	人数	割合
10%未満	163	41%
10%~25%未満	102	26%
25%~50%未満	78	20%
50%~75%未満	34	9%
75%以上	19	5%

出典 日本組織内弁護士協会2021年3月アンケート調査
<https://jiila.jp/wp/wpcontent/themes/jiila/pdf/questionnaire202103.pdf>

の協力も得ながら、具体的な検討を進めていきたい。そしてその中で、須網教授のご報告にあった大学としての社会貢献活動を、研究所として実践していくことを考えたい。

もう1つは、社会の様々な事象、多様な価値観を理解できる法律専門職を輩出するためのプログラムの検討である。臨床法学教育学会理事長の米田教授の報告で指摘されているように、社会はこれまでにないスピードで変化が起きている。そのような中で、リーガルプロフェッションはいかにして法の支配の実践をすることができるか。ワイゼルバーグ教授の報告が指摘するように、アメリカにおける司法試験受験要件としての臨床法学教育の義務化は、社会のニーズに対応できる法曹を輩出するための1つの方法であったと考えられる。日本では現状、そのような制度上の要件はないが、ではどのような形で、グローバルにも競争力を持ち、かつ日本社会の様々なコミュニティで人や社会に奉仕できる法律専門職を育てていくのかを、考えていかなければならない。

榊原弁護士からは、法律家の仕事、働き方についても、これまでにない多様性が出現し、そしてそのような多様なリーガルニーズが社会に出現していることについて、報告がなされた。我々が輩出する法律家の未来が明るいということは、大変心強い言及であったが、同時に、ではそのような多様なニーズに対応できる法律家を養成できているだろうか、とここでも教育関係

者自身が問われているように思う。多様な人材を受け入れ、優れた法律専門家として育てる。これは司法制度改革審議会が提案した法曹養成制度改革の根幹にあったものである。社会も法曹養成制度も、そして法律家自身も変化の激しいこの時代に、理論・技能・責任の統合による法曹養成を実践するための臨床法学教育の在り方を具体的に示し、発信していきたい。

もとよりこれらの課題は当研究所の研究課題であるとはいえ、本日のシンポジウムがそうであったように、研究所の研究者以外の各界の方々の英知もお借りしなければ成果はなし得ない。ここに参加いただいた皆様に、どうか今後とも研究所の活動への参加および協力をお願い申し上げます。そして最後に、この20年間早稲田大学臨床法学教育研究所を支えてくださった須網隆夫教授、宮川成雄教授、和田仁孝教授の歴代研究所長をはじめ、この研究所の顧問を務めていただいている宮澤節生神戸大学名誉教授、また長年にわたり研究活動に貢献いただいている研究所員および招聘研究員の方々、様々な形でご理解ご協力を頂いた早稲田大学大学院法務研究科の先生方、提携法律事務所である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック、および早稲田リーガルコモンズ法律事務所の実務家の方々に、改めて感謝の意を表したい。ありがとうございました。当研究所は21年目以降も、より良い法曹養成の在り方を研究し、発信していく所存である。

法務研究

行政事件における弁護士業務のあり方と活性化の課題

—法律相談の現場から—

水野泰孝

早稲田大学大学院法務研究科准教授・弁護士

行政事件における弁護士業務のあり方と活性化の課題

—法律相談の現場から—

水野 泰孝（早稲田大学大学院法務研究科准教授・弁護士）

- I. はじめに
- II. 行政事件の特徴
- III. 法律相談の類型ごとの思考の一例
 1. 行政処分を受けた当事者からの相談
 2. 行政処分以外の形で行政としての最終判断を受けた当事者からの相談
 3. 行政の最終判断がなされる前の当事者からの相談
 4. 行政処分の名宛人ではない第三者からの相談
 5. 住民訴訟の相談
- IV. 公共訴訟クラウドファンディングの今後の可能性
- V. おわりに

I. はじめに

筆者は、弁護士登録以降、実務家弁護士として、日々の業務において行政事件¹を中心に扱っている。国民・住民側又は事業者側の立場から行政と争うことが多いが、行政側の代理人業務、非常勤職員、顧問等もしており、行政側から法律相談や事件に臨むこともある。2018年4月からは、

早稲田大学大学院法務研究科において、専任の実務家教員（任期付き）として、臨床クリニックを含め、行政事件の実務系科目を中心に講義を担当している。

本稿では、行政と争う立場から法律相談を受ける状況を念頭におき、その大まかな類型ごとに、現行の法制度のもと²、弁護士は、事件としての受任可能性を視野に入れて、何をどのように考えているのかについ

1 本稿では、「行政事件」を、紛争の一方当事者が行政である事件、との意味合いで用いる。ただし、一般の民事事件と異なる行政との紛争（土地の境界紛争等）は、実体として通常の民事事件と検討すべきことはほとんど異なることから、検討の対象には含まない。

2 もちろん、行政事件に関する現行の法制度については、改正すべき事項や、新たに創設すべき制度も多々あるが、その説明は他に譲る。特に実務的観点からこれを整理するものとして、阿部泰隆＝斎藤浩編『行政訴訟第2次改革の論点』（信山社、2013年）。

での思考の一例を紹介する。臨床クリニックにて行政事件を取り扱ったり、若手の弁護士において行政事件の法律相談に臨んだりする際に、参考になるものが一つでもあれば幸いである。

II. 行政事件の特徴

(1) 筆者は、いわゆるマチ弁（一般的な弁護士業務を取り扱う弁護士）でもあり、2022年10月現在、筆者を含めて弁護士3名の事務所を経営している。行政事件とこれ以外の一般的な弁護士業務の仕事量の比率は、概ね1対1である。

筆者自身の認識・感覚として、一般的な弁護士業務と比較した行政事件の特徴について、次の3点を指摘することができる。これら3点は相互に関連する。

(2) 第1に、あくまで一般論の趣旨にはなるが、行政事件、とりわけそのうち行政訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定める行政事件訴訟+国家賠償請求訴訟）の「負担感」は、一般的な弁護士業務における訴訟の「負担感」よりも、各段に大きいことである。総じて行政訴訟は、検討すべきこと及び資料が多く、審理期間は長期化する一方、成果を得ることは容易ではない。行政事件訴訟のうち人証調べが実施された事件（令和2年の既済事件）の第一審の平均審理期間は31.8か月³である。審理が長期化する原因としては、積み重ねる期日の回数が多いこと、期日と期日の間隔も長いこと、通例、和解はないこと

などが挙げられる。仮に行政と争う立場の請求が第一審にて認容されたとしても、そこで決着がつくことは稀であり、上級審における争いも含めるとさらに時間を要することになる。

第2に、行政訴訟は見通しが立ちづらいことである。事件の見立てが悪いといわれればそれまでであるが、一般的な弁護士業務における訴訟においては、事件を受ける前に相談者からきちんと聴取りをし資料を分析していれば、「勝つことができる可能性が高い」と判断した事件において、「負ける」という結果（あるいは「負け」に等しい結果）になることは少ない。しかし、行政訴訟においてはこれがあてはまらない。行政訴訟の相談において、弁護士として「勝つことができる可能性が十分にある」と考えたとしても、事件として受任した訴訟が想定どおりの決着をみることは率直に言って稀である⁴。実務家弁護士としてあえていえば、筆者は、裁判所はとりわけ事実認定において“行政寄り”の判断をすることが多く、それが“行政寄り”の結論に繋がっていると認識している（ただし、この事実認定の問題については、第三者的視点から検証を行うことは困難であり、ややもすると負け惜しみに聞こえることが口惜しいところではある。）。

第3に、行政事件を弁護士業務の一つとして捉えたときに、弁護士報酬を低く設定することは困難であることである。上述のとおり、行政訴訟の「負担感」は一般的な

3 最高裁判所『第9回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（最高裁判所、2021年）113頁。

4 筆者は、拙稿「行政訴訟の活性化のために一原告側弁護士と裁判所間のギャップの内実の解明と、その解消のための課題—」判例時報2308号（2016年）31頁以下において、統計データから行政事件訴訟は代理人弁護士が「勝てると思って勝てない訴訟」であることを提示し、それは原告側弁護士と裁判所が行政の行為を違法と考えるラインにギャップがあること、及び、そのギャップは行政事件訴訟に臨む「スタンス」の違いに依拠する可能性を論じた。

弁護士業務におけるそれよりも格段に大きく、他方で、行政訴訟において「勝てる」との見立ては立ちづらい（「勝てる」との見立てが立ちづらいことは、事件の終結の際の成果に応じて発生する報酬金を期待しづらいということでもある。）。このことの帰結として、行政事件をいわゆるプロボノ活動としてではなく、弁護士業務の一つとして位置付けた場合、弁護士報酬を低く設定することは難しい。適正な弁護士報酬はその業務量に応じて設定されるべきものとするれば、現実問題として、法テラスによる民事法律扶助や、日本弁護士連合会が用意する法律援助事業によってこれを賄うことは困難である。筆者は、行政事件ないし行政訴訟が活性化しない構造上の原因として、弁護士報酬の問題は大きく、ここへの手当が必要であると考えている（今日的な対応策の一つとして、IV参照）。

Ⅲ. 法律相談の類型ごとの思考の一例

行政事件の法律相談を多く受ける立場として、その特徴（Ⅱ）のもと、何をどのように考えて法律相談に臨んでいるのかについて、次の5つの類型に分けて、思考の一例を順に紹介する。これら5つの類型にすべての行政事件の法律相談を割り当てることができるという趣旨ではないが、多くはカバーできるであろう。

- 1 行政処分を受けた当事者からの相談
- 2 行政処分以外の形で行政としての最終判断を受けた当事者からの相談
- 3 行政の最終判断がなされる前の当事者からの相談
- 4 行政処分の名宛人ではない第三者か

らの相談

5 住民訴訟の相談

なお、本稿においては、行政との紛争を念頭においており、今日的に重要である行政との協力関係のもとでビジネスモデルを構築する局面（ルールメイキングといった言葉が用いられるなど、一つの分野を形成しつつある。）は、検討の対象から外す。

1. 行政処分を受けた当事者からの相談

(1) 一つ目は、許認可の申請をしたところ不許可処分とされた、許認可の取消処分や営業停止処分といった不利益処分を受けた、これらに納得できないといった、行政処分（行政事件訴訟法46条や行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条の定める「教示」の対象となる処分）を受けた当事者からの相談の類型である。

(2) この類型は、相談を受けた弁護士として検討すべき事項それ自体は明確であり、行政事件の基本型といえる。

すなわち、この類型は、行政庁が行政処分としてその最終判断を示している以上、任意の話合いを通して行政庁にこれを取り消させることは現実的ではない。当該行政処分を争うためには、行政に対する不服申立て又は訴訟の提起といった法的手続きを取る必要がある。この類型においては、争いを法的手続きに乗せること自体は難しくはない。

争いの土俵として、行政に対する不服申立て、行政事件訴訟、あるいは国家賠償請求訴訟のいずれをどのように用いるかは、相談者の意向及び置かれている局面等に応じて選択することになる。本稿において制度の詳細を説明することまではできない

が、行政に対する不服申立てである行政不服審査法の定める審査請求は、弁護士として負担感は大きくなく、かつ、使い方によっては訴訟における有効な武器を入手する手段にもなるものであって、積極的な活用を検討すべきである。審査請求それ自体により結果を出すというよりも（無論、これにより結果が得られればそれに越したことはない。）、この手続を利用して、行政事件訴訟を有利に展開させる狙いである。筆者は、通例、行政事件訴訟の提起を選択する際、審査請求も同時並行にて行っている。

争いの中身である行政処分が違法といえるか（ないし国家賠償請求訴訟の土俵の場合には当該行政処分をなしたことについて公務員に職務上の注意義務違反が認められるか）については、当該行政処分をなす際に付される「理由」（行政手続法（平成5年法律第88号）8条・同法14条参照）を踏まえて、法令及び事実関係を読み解き、立証の可否を含めて見通しを立てることになる。その際、類似の局面における過去の判例・裁判例を調べるとともに、総務省が用意するデータベース（行政不服審査裁決・答申検索データベース⁵）を用いて、審査請求に関する裁決や答申についても調べることが多い。このデータベースは平成28年行政不服審査法改正にあわせて運用が開始された。筆者は、このデータベースの構築は、それまでブラックボックスにあった審査請求の実際を明らかにするものとして、同改正の最大の副産物であると考えている。

事件として受任するにあたっては、これ

らを踏まえて、弁護士報酬をどのように設定するのかを、相談者と協議しながら決めることになる。相談者の不利益は現実化していることから、事件としての受任に繋がりがやすい。

（3）他方、この類型は、既に行政庁としての最終判断が行政処分の形式でなされていることから、成果を得るには、その判断を覆す必要がある。このことは解決までの道のりは長いことを意味する。前述のとおり、仮に第一審において原告側の請求が認容されたとしても、ここで判決が確定することは稀であって、上級審での争いが続くことも当然に想定される。

つまるところ、この類型は、総じて、事件としての方針は立てやすいが、適正な対価として弁護士報酬を設定しようとすると低い金額には抑えがたく、ここに事件として受けることの難しさがあるといえる。訴訟を提起して争うための弁護士報酬を用意することが困難ということであれば、事案次第ではあるが、審査請求のみを受任して弁護士報酬を低く押さえることも考えられる。

2. 行政処分以外の形で行政としての最終判断を受けた当事者からの相談

（1）二つ目は、助成金、協力金等の支給申請をしたものの不支給決定とされた、行政が公募を行う事業について事業者として選ばれなかった、これらに納得できないといった、行政処分ではない形で行政としての最終判断を受けた当事者からの相談の類型である。

5 <https://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

(2) この類型においては、(前記1の類型と異なり) 争いの土俵をいずれに設定するかという法律上の問題があるが、結論としてこれ自体はさほど大きな問題ではない。

すなわち、たとえば、上述の助成金、協力金等をめぐる争いであれば、行政事件訴訟法4条の定める公法上の当事者訴訟としての給付の訴えを提起することが考えられる。あるいは、上述の公募において事業者として選ばれなかったことをめぐる争いであれば、相談者の権利義務の問題に引き直し、同条の定める公法上の当事者訴訟としての確認の訴えを提起することが考えられるし、これにより損害が発生したということであれば、国家賠償請求訴訟の提起も考えられる。つまり、今日的には事案にあわせて争いの土俵を適切に設定すれば、裁判所に門前払いとされる可能性は低い。ただし、行政がその最終判断を行政処分として位置付けていない以上、この局面において審査請求制度を用いることは困難である(審査請求は争いの対象を行政処分に限定していることから(行政不服審査法2条、3条)、審査請求をなしたとしても却下されることになる)と考えられる。)

弁護士として、行政が争いの対象たる最終判断を行政処分として位置付けていないこと(このことは前述の「教示」の有無で分かる。)それ自体が法解釈として誤りであると考えるのであれば、これを行政処分と位置付けて訴えを構成すれば良い。この場合、裁判所の判断を逃がさないためにも、実務上、当該最終判断が行政処分と解釈される場合の訴えを主位的請求、これが行政処分と解釈されない場合の訴えを予備的請求と構成して二段構えで争うことが多い

(これらを併合提起できることについて、行政事件訴訟法13条6号参照)。

また、この類型は、(前記1の類型と異なり) 行政の最終判断が行政処分の形式でなされていないことから、任意の話合いでこれが撤回される可能性も全くないわけではない。筆者は、この類型においては、任意の交渉から始めることもある。

(3) 他方、この類型は、請求者側の請求を認めさせることが(前記1の類型よりも) 難しいことが多い。そもそも請求が立つかという本案の問題である。たとえば、助成金、協力金等の金銭請求をする局面においては、行政として支給しないという判断をしていることを乗り越えることができるのか、行政が公募を行う事業について相談者を選ばれなかった局面においては、そもそも公募に選ばれる法的地位といったものを観念できるのか、といったことを法令の仕組みや運用を踏まえて精査しなければならない。

訴訟を提起して争う場合、その長期化が想定されることは前記1の類型と同様である。適正な対価として弁護士報酬を設定しようとする、低い金額には抑えることが難しい局面である。

3. 行政の最終判断がなされる前の当事者からの相談

(1) 三つ目は、行政の最終判断(行政処分ないし行政処分以外の形での最終判断)がなされる前の当事者からの相談の類型であり、典型的には次の4つのパターンが想起される。

①許認可の申請をした(ないしその事前相談をした)ところ、拒否処分となる

見込みが示された。

②不利益処分について、事前手続き（弁明の機会の付与、聴聞等）が開始された。

③（行政処分ではない形で）行政としての最終判断の見込みが示された。

④行政調査が入ることになった。

（2）筆者は、この類型こそ、弁護士が入ることの意義が格別大きいと考えている。

この類型において共通していえることは、行政の最終判断の前であるからこそ、弁護士としての目線で、事実を抽出し、それを裏付ける資料を用意し、法的主張を組み立てることで、相談者・依頼者の意向に沿ったあるいはそれに近い形での要求を通しやすいくということである。行政の判断に一定の裁量があるのであれば、行政においてその裁量の枠の中で許容することができるように、主張を組み立て、資料を提示していくということでもある。無論、法の解釈・運用を歪める趣旨ではない。

この類型においては、行政としての思考を探る必要があり、勘所を押さえる難しさはある。たとえば、①や③のパターンであれば、行政の最終判断に関する内部基準があるのであれば、これに沿うよう主張を組み立てるのか、あるいはその基準が当該事案にはあてはまらず、かつ、あてはめないことが正しいことを論証する方針で臨むのか、といった判断が必要になることもある。当該内部基準それ自体が法令上許容されるものではない、との論陣を張ることもある。②のパターンであれば、あくまで不利益処分を課せられないことを目指して争うのか、不利益処分を課せられること自体は仕方がないがより軽い処分を目指すのか、と

いった方針の見極めも必要になる。④のパターンであれば、当該分野の実務を踏まえ、行政側がいかなる目的をもって行政調査に入っているかということの探索が必要になる。

（3）この類型は、訴訟に比べて紛争の結果が出るまでの期間が短く、かつ、実利としての結果が得られることも少なくないことから、弁護士業務に馴染む。筆者が受任する行政事件の半数以上が、行政との折衝・交渉案件である。筆者としては、弁護士の業務としてこのような分野・局面があることを、広く知って欲しいと考えている。

4. 行政処分の名宛人ではない「第三者」からの当該行政処分をめぐる相談

（1）4つ目は、行政処分の名宛人ではない「第三者」からの当該行政処分をめぐる相談の類型である。具体的には、いわゆる建築紛争や、墓地やパチンコ店等のいわゆる忌避施設に係る許認可を周辺住民が争う局面である。筆者自身の経験としても、特に建築紛争の相談は多い。行政処分がなされる前の相談、なされた後の相談、いずれも想定される。

（2）この類型は、相談者が行政処分の名宛人ではないことから、法的争いに持ち込むには、当該相談者において他の者に対する行政処分を争う法的な資格があるのかという、不服申立適格（審査請求の場合）ないし原告適格（行政事件訴訟の場合）の問題が入り口のハードルとしてある。また、訴訟に持ち込んだ場合において、相談者が違法であると指摘する内容を違法事由として主張することができるのかという主張制限の問題（行政事件訴訟法10条1項）に

も留意する必要がある。

また、対行政としてではなく、対民間事業者として争うことも想定される局面であり（たとえば、建築紛争であれば、建築確認を争うアプローチではなく、直接、建設業者を相手方にして工事の差止めなどを求めて争うアプローチも考えられる。）、争いの土俵について多角的に検討する必要がある。これは、当該民間事業者の事業者としての利益も視野に入れて、争いの土俵や着地点を見定める必要があるということでもある。

さらに、自治体においてはこの種の紛争を予防・解決するための手続を用意したり（たとえば、建築紛争であれば、多くの自治体において、説明会の開催等を要求する紛争の予防条例を策定している。）、公害等調整委員会による調停等の手続を利用したりすることができることもあるため、多くの制度に目くぼりをする必要もある。

加えて、この局面は、法的手続の外で、政治的な働き掛けを同時に展開することも少なくない。運動として一つの方向性を目指すことができるのか、それを組織としてまとめることができるのかということも、成果を出すにあたっての重要な一要素である。弁護士が複数名から事件を受ける形を取る場合、それぞれが目指すところの相違から生じる利益相反の問題にも留意する必要がある。

以上のような文脈において、この類型は、弁護士としての「総合力」が問われる局面であるともいえる。

5. 住民訴訟の相談

(1) これまでみてきた4つの類型とは異

なる観点からの相談の類型として、住民訴訟の相談がある。住民訴訟は、個人としての権利・利益の回復を図ることを目的とするものではなく、いわゆる客観訴訟として、地方公共団体の違法な財務会計上の行為の是正・防止を図る訴訟である。

(2) 住民訴訟は、特定の局面以外は、成果を得ることが容易ではない。当該財務会計上の行為は、行政の政策の問題として、その裁量の範疇に入ると判断されることが多いためである。訴訟の審理期間は行政事件訴訟の中でも長期化する傾向にもある。

個人としての権利・利益の回復を図るものではないことから、弁護士報酬の決め方も難しい。

住民訴訟においては、いわゆる片面的敗訴者負担制度に相当する制度が導入されているが（地方自治法242条の2第12項）、これに基づいて弁護士報酬相当額の請求を地方公共団体に対して行うには、その請求に先行して、住民訴訟における勝訴判決が確定する必要がある。仮に住民訴訟の第一審において勝訴したとしても、その控訴審の係属中に議会の議決により対象となる債権の放棄がされるなどすれば、訴訟それ自体は棄却（敗訴）となるため、この制度に基づく弁護士報酬の請求はできないことになる。この制度に基づいて弁護士報酬の支払を地方公共団体から受けることは、現実的にはそれほど期待できない。

誤解をおそれずに筆者の感覚としていえば、住民訴訟については、プロボノ活動の一つとして取り組まざるを得ないことが多いであろう。

IV. 公共訴訟クラウドファンディングの今後の可能性

Ⅲにおいて、事件の種類ごとに弁護士としての思考の一例を示した。現実的な問題として、弁護士が業務として行政事件を受任する際の弁護士報酬の問題について、繰り返し言及してきた。金銭の問題は敬遠されがちなテーマであり、ややもすると「品がない」と批判されることもあろうが、筆者は、行政事件を「活性化」させるためには、正面からの検討を避けるべきではない事柄であると考えている。

この観点から、ここ数年において広がりつつある、公共訴訟におけるクラウドファンディングについて、紹介したい。

クラウドファンディング(crowdfunding)とは、群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語である。特定の活動に対する金銭支援を、社会一般から集めるものである。公共訴訟におけるクラウドファンディングの文脈でいえば、訴訟の当事者ではない者から、訴訟のための費用を募ることになる。公共訴訟クラウドファンディングのプラットフォームの一つとして、「CALL4」⁶がある⁷。筆者は、このプラットフォームの運営に関与しているものではないが、ここに掲載されている複数の案件を担当している。このプラットフォームは、運営責任者が弁護士であり、クラウドファンディングを利用する者、及び、これに対して寄付をする者から直接は手数料を取ら

ず、寄付の対価も提供しない。活動の運営資金は、任意の寄付により賄っている。筆者の理解では、弁護士が適正な報酬を得られるようにすることにより、公共訴訟を活性化させていこうとする狙いもある活動である。

この種のクラウドファンディングに馴染む事件は限られ、また、弁護士倫理の観点から留意しなければならないことは少なくないが、行政事件の分野を大きく変革する力のある活動として、筆者は注目し応援している。

V. おわりに

本稿では、法律相談の現場で行政事件に取り組む弁護士業務の類型を、アトランダムに検討してきた。特に法曹実務家に向けて伝えたいことは、社会には多くの行政事件が眠っていること、(プロボノ活動としてではなく)一つの業務分野として弁護士の仕事になる行政事件も少なくないことである。多くの会社、特に規模の大きな会社であれば、その企業活動において大なり小なりの行政との間の問題を抱えており、そこに的確な助言をすることができる弁護士は現状において多くはなく、弁護士業務の一分野として開拓することの意義は大きい。

翻って、現行の行政事件訴訟制度に係る法改正の課題は枚挙にいとまがなく、団体訴訟制度、国民訴訟制度(住民訴訟の国バージョン)、都市計画争訟制度、行政調査に係る通則法の制定等、新たに構築してい

6 <https://www.call4.jp/>

7 「CALL4」のほかに、訴訟に係る資金に特化したプラットフォームとして「リーガルファンディング」(弁護士が運営。<https://legalfunding.jp/>)、訴訟に係る資金に特化したものではないが多くの訴訟のクラウドファンディングを取り扱っているプラットフォームとして「READY FOR」(<https://readyfor.jp/>)や「CAMPFIRE」(<https://camp-fire.jp/>)などがある。

なければならぬ法制度改革の課題も多い⁸。法改正・法制度改革の原動力になるものは、行政事件への国民の関心である。行政事件が低迷した状態にあつては、よほどの外部からの“圧力”が働かない限り、いかに実務的・理念的に重要な課題であるとしても法改正・法制度改革はままならない。動機は何であれ、少しでも多くの行政事件が掘り起こされ、社会の注目が行政事件に集まることの先にこそ、行政事件をめぐる諸制度の大きな変革が待っている。

8 法改正や法制度改革の課題の具体的な内容について、注2)前掲書、参照。

海外の法専門職教育

ソウル大学校法学専門大学院 の臨床法学教育プログラム

田 政桓 (チョン・ジョンファン)

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士

吳 珍淑 (オ・ジンスク)

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士

ソウル大学校法学専門大学院の臨床法学教育プログラム

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士
田 政桓（チョン・ジョンファン）

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士
吳 珍淑（オ・ジンスク）

I. ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター

韓国の法学専門大学院は2009年に全国25校が開校し、1年間の入学定員は2000人だ。このうち、ソウル大学校法学専門大学院は入学定員が150人で最も規模が大きく、弁護士試験合格率も最も高い¹。ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター（以下「公益法律センター」という）は、ソウル大学校法学専門大学院リーガルクリニックセンターの臨床法学教育と学生たちの公益活動支援を強化するために2019年に開所した。公益法律センターは学生が実際の事件で弁護士のように考えて行動することを教育し、公益法務実習プログラムおよびさまざまな法律プロボノ活動で法曹人の倫理と専門家の責任感を持つ人材を養成している。

公益法律センターは臨床法学教育、プロボノ、立法提言、公益政策開発など4つの領域の業務を遂行している。このような業務遂行のために専任教授であるセンター長と臨床教授5人（米国弁護士である外国人専任教授1人を含む）、指導弁護士4人、公益フェロー弁護士4人など弁護士14人

と、広報と予算など事務業務を担当する職員2人がいる。公益法律センターは学生の臨床法学教育だけでなく、地域社会の法律扶助活動および協力機関の公益訴訟、公共立法政策提案などの活動で法学専門大学院の社会的責任を果たしている。

II. 臨床法学教育

1. 臨床法学の授業

臨床法学授業は法学専門大学院で開設される科目であり、授業において受講生は実際の事件または法律プロジェクトを遂行する。ソウル大学校法学専門大学院の臨床法学科目は2単位で毎学期開設され、PassまたはFail方式で評価する。臨床法学の授業を受講するためには、法文書作成、法律情報調査、民法など基礎科目を先に履修しなければならない。したがって、教科のカリキュラムによって2年生から受講が可能で、3年生は弁護士試験の準備で受講が難しいため、授業はほとんど2年生が受講する。

公益法律センター開所以後、2020年からは地域社会立法提言クリニック、最高裁判所弁論クリニック、女性児童人権クリニック、国際取引法務クリニック、消費者

1 2021年度弁護士試験では受験者192人中158人が合格し合格率は82%であった。

※2022年臨床法学の授業状況

	2022年1学期（3月～6月）	2022年2学期（9月～12月）
1	地域社会法律構造クリニック1	地域社会法律構造クリニック
2	地域社会法律構造クリニック2	女性児童人権クリニック
3	女性児童人権クリニック	障害者人権クリニック
4	障害者人権クリニック	人間尊厳性クリニック
5	人間尊厳性クリニック	国際取引法務クリニック
6	Difficult Conversation Clinic	労働法クリニック
7	国際取引法務クリニック	最高裁判所弁論クリニック
8	労働法クリニック	表現の自由クリニック
9	最高裁判所弁論クリニック	ExpertTech&Lawクリニック
10	表現の自由クリニック	刑事被害者弁護クリニック
11	刑事実務クリニック	移住難民クリニック
12	ExpertTech&Lawクリニック	
13	刑事被害者弁護クリニック	
14	社会的経済クリニック	

紛争クリニック、国際人権クリニック、社会経済クリニックなど、1学期に13から16のクリニックが開設されている。2022年度の1学期には14のクリニックが開設され、同2学期には障害者人権クリニック、人間尊厳性クリニック、労働法クリニック、ExpertTech&Lawクリニック、移住難民クリニックなど様々なテーマのクリニックが開設されている。臨床法学授業の受講生数は2022年度1学期には94人、2学期には69人で、2年生の多数が臨床法学を受講している（2年生定員は150人）。

2. 地域社会法律構造クリニックの事例

臨床法学の授業の中で、地域社会法律構造クリニックは、公益法律センターの臨床

教授と指導弁護士の指導する授業というのが特徴だ。このクリニックの場合、臨床教授だけでなく公益法律センターの指導弁護士たちが授業で学生たちを指導しており、学生は公益法律センターの法律救助事件で法律相談をして訴訟書面を作成する。

受講生は全員公益法律センターに受け付けられた法律相談（学内相談または外部協力機関公益相談）の中から1件を割り当てられ、指導弁護士の指導監督の下に実際の法律相談を行う。また、公益法律センターで受任した訴訟事件の中から授業時期と教育的目的に符合する事件を選別し、受講生が実際に提出される書面の草案を作成するようにする。授業は講義と実習、特講および相互討論で構成され、実際に依頼人と法

※クリニックの訴訟事件

リーガルクリニック	事件内容
地域社会法律構造クリニック 1	- 移住漁船員死亡に対する損害賠償請求 - 移住女性職場の嫌がらせに対する損害賠償請求
地域社会法律構造クリニック 2	- 金融監督院の公益申告者情報流出に対する国家賠償請求 - 女性障害者保険金返還請求訴訟控訴審事件
女性児童人権クリニック	- 強制追放海外養子縁組国家賠償事件 - 未成年性暴力被害者映像陳述証拠能力関連立法意見書
障害者人権クリニック	- 障害者施設死亡国家賠償事件上訴
労働法クリニック	- 放送従事者の労働問題事件
最高裁判所弁論クリニック	- 定年保障型賃金ピーク制事件 上告審
人間尊厳性クリニック	- 韓国戦争民間人虐殺犠牲者追悼事業関連報告書
国際取引法務クリニック	- 韓国企業が海外企業を買収した実際のM&A契約書 - 海外私募ファンドが韓国企業を売却した実際の事例

律相談をする前に法律相談方法論および進行方法について講義する。受講生の法律相談は、申請事件を学生が事前に検討し、指導弁護士のフィードバックを受ける。以後、依頼人と実際の法律相談は学生が行う。依頼人に対する相談は指導弁護士が補充し、学生の相談内容については指導弁護士がフィードバックを与える。学期の終わりには、学生がそれぞれ行った事件を発表し、他の学生と争点を討論するケースラウンドがある。訴訟遂行事件は、学生が学んでいる民事、刑事法理が適用され、障害者、移住労働者など脆弱階層を支援して社会的貢献をする事件だ。事件については、事件当事者の脆弱性に対する理解と社会的問題点を紹介する講義を行い、訴訟資料を検討する。以後、受講生と法理と事件の争点などについて討論する。学生が書面の草案を作成した後は、指導弁護士が講評講義および

添削指導を行い、学生は最終書面を作成して再提出する。地域社会法律構造クリニックを含め、2022年度1学期におけるそれぞれのクリニックの訴訟事件は上掲表の通りである。

Ⅲ. 公益法律センターの法律構造活動

1. 法律構造活動の概要

公益法律センターの法律構造活動は、非営利を原則として公共性と教育的目的に合致する事件を受任する。法律相談依頼人は法律的な助けを受けにくい脆弱階層であり、ソウル大学の構成員（学部生、大学院生、職員）にも無料の法律相談を行う。公益事件の受任のために社会的弱者の公益訴訟を支援する団体と協力関係を維持している。

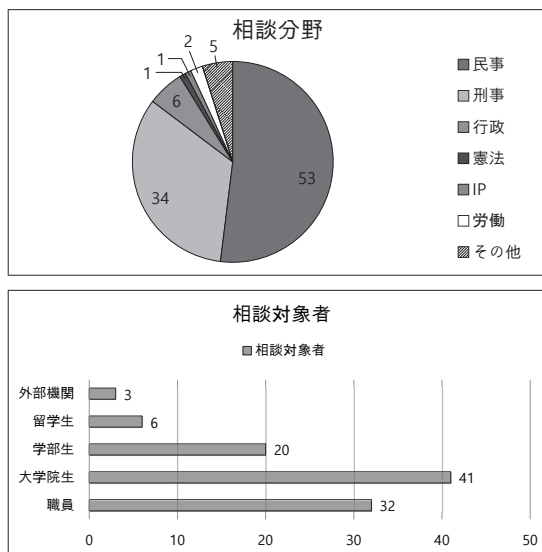
公益法律センターの法律救助事件は臨床法学授業（地域社会法律救助クリニック）

とプロボノプログラムで学生が関与している。学生が関与する事件は臨床法学授業とプロボノ活動のどちらも、事件に対する事前教育と検討、学生が主導的に関与する実習、相談及び訴訟書面作成以後フィードバックが行われる。

2. 法律相談

公益法律センターはソウル大学構成員（学生、教職員）に対する無料法律相談を行っており、これを定期的に広報している。法律相談は民事と刑事分野の相談が多く、学生と教職員が均等に申請しており、年間約150件の相談を行う。学内相談だけでなく、法律構造事業の公益性強化のために外部公益機関と連携した法律相談も行っている。公益法律センターでは、公益機関と連携して移住女性、児童養護施設の保護が終了した青年のための法律相談を行っている。

※2022. 1. 1. から 2022. 8. までの法律相談現況（102件）



3. 法律救助訴訟

公益法律センターの法律救助訴訟は、公益目的と学生の教育目的を満たす事件を受任している。事件の受任のために様々な公益機関と協力していて、1年に2度定期懇談会を開催して公益事件を受け付けている。受け付けされた事件は公益法律センターの訴訟事件審議委員会の審議を通じて受任を決める。特に、ソウル大学が位置する地域の行政機関であるソウル市冠岳区と協約を締結し、地域の脆弱階層に法律相談を提供する「法律ホームドクター弁護士」と継続的に協力して法的支援を受けられない低所得者に対し完全無償の法的サービスを提供している。

IV. プロボノプログラム

1. プロボノプログラムの概要と種類

プロボノ活動は単位が付与されない法律奉仕活動で、公益法律センターは2019年夏休みから毎年夏季休暇期間にいくつかのプロボノプログラムを行っている。プロボノプログラムはすべての学生が参加できるが、ほとんどの1年生がプロボノ活動をしている。2021年からは学期中にも公益法律センターの法律構造訴訟事件に関与する「常時プロボノプログラム」活動ができる。公益法律センターは「公益活動マッチングプラットフォーム」サイトを作ってプロボノプログラムを掲示して参加者を募集し、プロボノ活動資料をアップロードするなどして活用している²。

公益法律センターのプロボノプログラム

2 公益活動マッチングプラットフォームサイト http://probono.snu.ac.kr/prj/main/main_form.acl

には3種類がある。まず、臨床法学の授業と同様の方法で訴訟遂行プロボノがある。2022年上半期には、障害者活動補助サービス変更不許可処分行政事件、離婚上訴の追完、親子関係存否確認の訴、結婚移住女性の債務不存在確認の訴、パキスタン名誉殺人関連難民事件上告審など5件の事件に、プロボノ活動として26人の学生が参加した。第二の種類は、公益主題に関する研究活動である。移住女性支援団体とともに2021年には「外国国籍家庭の家庭暴力被害者の在留資格に関する海外法制検討」、2022年度には「結婚移住女性に対する社会統合プログラムの差別的問題に関する比較法的検討」を実施した。上記事例のほかにも、学生たちは「知的障害者労働搾取に関する研究」に参加したり、国連難民高等弁務官事務所韓国代表部とともに韓国

難民判例に対する専門的調査を行った。第三は、市民に法律情報を提供する資料を作成することだ。2020年には「未婚父・母のための法律マニュアル」を作成して配布した。2021年には保育施設などに居住し保護が終了し、自立した青年たちのための「生活の中の法律問題Q&A」冊子を発刊した。2022年にはこれを発展させ、教育教材を作成し、学生たちが直接に教育を実施した。

2. プロボノプログラムの事例

夏休み期間のプロボノプログラムの内容は、公益法律センターが企画して学生を募集したり、学生が直接企画して活動する。2022年公益法律センターが企画したプロボノプログラムは、6つのプログラムに36人の学生が参加した。

※2022年公益法律センター企画プロボノ

	プログラム	活動内容
1	パワーハラスメント法律支援プロボノ	パワーハラスメント相談事例分析及び法律相談
2	地域社会法律構造プロボノ	地域社会脆弱階層訴訟遂行及び法律相談
3	国内難民事件判例分析プロボノ	国内難民事件判例整理・分析、判例評釈草案作成
4	結婚移住女性差別問題研究プロボノ	結婚移住女性に対する社会統合プログラムの差別的問題に関する比較法的検討（オーストラリア、ニュージーランド、カナダなど）、報告書作成
5	障害者労働搾取人権侵害研究プロボノ	塩田での知的障害のある労働者搾取事件関連、判決文分析、行政・刑事・社会福祉・地域社会分野で関連法令リサーチと分析を通じた法律的代替の模索
6	自立準備青年のための法律教育教材作成プロボノ	保護終了後、自立準備中の若者のための法律教育教材作成（4つのテーマで50分教材2つ）、児童保育施設学生法律教育の4回実施など

※2022年学生企画プロボノ

	プログラム	活動内容
1	国家暴力被害者の国家賠償請求案の研究	「兄弟福祉院」事件関連国家暴力被害者に対する国家賠償請求案の研究
2	仮想資産消費者被害と問題調査	仮想資産関連立法動向と変化分析、仮想資産発行プラットフォーム関連現況調査
3	オンラインプラットフォーム消費者問題への対応	OTTサービス規制スペースなどの研究・立法提言報告書の作成
4	ウェブトゥーン市場不公正契約問題対応	ウェブトゥーン不公正契約条項分析報告書作成、「ウェブトゥーン連載契約の際に慎重に検討すべき条項」カードニュース制作、配布
5	専門分野における高校現場実習問題対応	インタビュー、文献調査を通じて「労働人権教育活性化に関する法律案」など立法提案書と政策提案書作成

学生が企画するプロボノでは、公益法律センターが関連団体との連携を実現したり、法律活動を諮問、指導をする。2022年に学生が企画したプロボノプログラムは5つで、28人の学生が参加した。

V. 公益進路開発

1. 公益法務実習

ソウル大学校法学専門大学院は、教育途上にある将来の法曹人の社会的責任の実現および実務能力の向上を目的に、2019年から外部機関のエクスターンシップ活動である「法務実習」に付与される必修1単位を、一般法律事務所と弁護士法人ではなく、公益活動をする機関でのエクスターンシップを遂行する場合のみ付与している。公益法律センターは毎年冬休み期間中、1年生の学生全員（150人余り）を対象に「公益法務実習」プログラムを運営する。公益法務実習は、学生全員を対象とした事前教育

(Boot camp) と公益機関での実務実習（40時間以上）で構成され、学生はそれぞれが実施したプロジェクトについて発表し、それを共有する報告会が行われる。

2021年度公益法務実習の主なプロジェクトとしては、障害者人権公益機関の「無縁故発達障害者の脱施設権利研究」、「障害者虐待および差別事件法律支援」、女性人権公益機関の「性暴力被害支援法律助力現場研究」、「海外居住移住女性家族関係登録等制度利用状況調査」、「デジタル性犯罪関連法・制度現況と改善課題」、「児童性搾取関連法制度検討及び被害者法律支援の理解」、法律構造機関の「コミュニティ法律構造」、「法律構造関連公益的問題研究と相談実習」などがある。その他公共機関で進行するプロジェクトとハワイの環境団体であるBlue Planet Foundationの「環境にやさしいエネルギー関連ハワイの立法運動」の海外プロジェクトも進行している。

2. 公益的な進路に関する講演

公益法律センターは、ソウル大学校法学専門大学院の学生だけでなく、全国の法学専門大学院の学生が参加できる公益進路講演を年4回開催している。「公益テーブル」という名前で、学生たちに伝統的な法曹職域以外に新たな公益的分野を開拓している法律家たちに会う機会を提供している。2021年には国連難民機関、法務部人権局、国家人権委員会、障害者人権センターなどの弁護士、UN-OHCHR人権官が講演した。

3. フェロー弁護士&公益ティーチングアシスタント

公益法律センターは、公益活動を専業とする弁護士を養成するために、公益フェロー弁護士制度を運営している。公益フェロー弁護士制度は、法学専門大学院卒業生が公益法務分野に進出し、公益専門弁護士として活動できるよう教育し支援する。このプログラムで選ばれた弁護士は、自分が企画した公益法務活動を遂行することになり、これに必要な教育及び訓練機会を提供される。現在、公益法律センターには4人のフェロー弁護士がおり、それぞれ性暴力被害者支援、プラットフォーム労働者研究、障害者の人権、北朝鮮人権など様々な分野で活動している。

公益進路を希望する在学生のためには、学期別に2人を公益ティーチングアシスタントとして選抜し、公益法律センターで進行する法律構造事件またはプログラムを補助する業務を遂行するようにしている。これを通じて、公益法律構造及びプロボノ活動を近くで経験しながら、法曹人として公益的な活動の見通しを形成していくことができることを期待している。

VI. 結語

韓国の法学専門大学院の臨床法学教育は全般的に活発だとは見られていない。韓国は日本とは異なり、法学専門大学院制度を導入しながら司法研修院を廃止し、予備試験も存在しない。しかし、日本と法曹養成制度が類似し、弁護士試験合格率の低下で学生が試験準備に集中するため、臨床法学教育の発展には困難がある。

人間と社会に対する深い理解と正義を目指す法曹人を養成しようとする法学専門大学院の教育理念を実現するために社会に奉仕し、社会的弱者の悩みを共感する機会を提供する必要がある。ソウル大学校公益法律センターの様々なクリニックと法律構造及びプロボノ活動、公益進路開発プログラムが日本の法科大学院の臨床法学教育に参考になることを願う。

<臨床法学セミナー>

*** 既 刊 ***

- 第1号 「広島大学における臨床法学教育」 2008年1月刊
第2号 1. 「北海道大学における臨床法学教育」
2. 「大学附設法律事務所の課題」 2008年2月刊
第3号 「一橋大学における臨床法学教育」 2008年3月刊
第4号 「新潟大学における臨床法学教育」 2008年3月刊
第5号 「法曹技能の鍛錬とシミュレーション」 2008年9月刊
第6号 「全国クリニック調査報告書」(増刊号)
2009年4月刊
第7号 「司法改革時代の英国および日本の法専門職教育」
2009年7月刊
第8号 「臨床法学全国模擬裁判調査報告書」(増刊号)
2010年7月刊
第9号 「法科大学院の実務教育と司法修習」 2010年12月刊
第10号 「動き出した法曹養成と医師養成の連携」
2011年12月刊
第11号 「新司法修習における弁護士修習の調査報告書」
2012年3月刊
第12号 「エクスターンシップ教育の実施と課題」
2015年11月刊
第13号 「学術環境の内と外における法専門職教育」
2018年12月刊
第14号 「ロースクールだからできる教育、育った法曹」
2020年3月刊
第15号 「コロナ禍におけるリーガル・クリニック教育の実践と課題」
2021年6月刊
第16号 「理論・技能・責任の統合による法曹養成」
2023年8月刊

臨床法学セミナー 第16号
2023年8月31日 発行
〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学臨床法学教育研究所
<Rinshohoken-Jimu@list.waseda.jp>
編集人 宮川成雄
発行人 石田京子

Clinical Law Seminar

VOL.16

**20th Anniversary Symposium of Founding
Waseda University Institute of Clinical Legal Education
“Educating Lawyers through Integrating Knowledge, Skills,
and Responsibility”**

- I. Opening Remarks Shigeo MIYAGAWA (3)
- II. Views in Prospect for Japan’s Clinical Legal Education
.....Ken’ichi YONEDA (6)
- III. Recent Significant Developments in American Law School Education
.....Charles D. WEISSELBERG (10)
Translated by Maiko MIYASHITA
- IV. Prospects of the New Process of Professional Legal Education and Practice and Clinic Courses
.....Yoshiatsu UCHIDA (19)
- V. Inculcating Professionalism in Undergraduate and Law School Education
.....Yasutaka MIZUNO (23)
- VI. New Emerging Roles of Waseda University Legal Clinic, LPC, in Law School Education
.....Yoichi SHIMADA (27)
- VII. Waseda Legal Commons’ Approaches to Train Law Students to Be Professionals in Collaboration
with University EducationKenichiro KAWASAKI (31)
- VIII. Law School and Contribution to Social JusticeTakao SUAMI (36)
- IX. Lawyers Sought After by Society: Expanding Areas of Legal Practice
.....Miki SAKAKIBARA (41)
- X. Concluding RemarksKyoko ISHIDA (47)

Article

Legal Practice in Administrative Law Cases and How to Empower It: Views of a Lawyer Involved in
CounselingYasutaka MIZUNO (49)

Professional Legal Education Overseas

Clinical Legal Education Program at Seoul National University School of Law
.....Junghwan JEON & Jinsook OH (59)

August 2023

The Waseda University Institute of Clinical Legal Education